
◎開議の宣告

○副議長 本日、加藤議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○副議長 日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

本日は4名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

2番遠藤明子さん。

第1順位、遠藤明子さん。

(2番 遠藤明子さん 登壇)

○2番 改めまして、おはようございます。

本日、トップバッターということでよろしく願いいたします。

それでは、議長宛てに通告のとおり質問いたします。

魅力ある観光産業づくりを。

①ふれあいの丘構想について。

初めに、町の観光拠点であるダリヤ園は、今年開園60周年という節目を迎えました。新型コロナウイルス感染予防策を講じながらのシーズンとなり、お客様の対応やイベント等のに

ぎわい創出の面でも、例年とは違った忙しさもあったのではないかと思います。スタッフの皆さん、大変お疲れさまでした。

今年度のダリヤ園の入場者数や売上げなどについてお伺いいたします。

ダリヤ園を拠点としたふれあいの丘構想では、ハーブガーデン、まどか、パークゴルフ場等で観光エリアが広がり、魅力度アップにつながっていると感じます。さらに、観光エリアを広げる策として、ダリヤ園の奥地を進むと内山沢（里山）があります。そこには大きな池（内山沢堤）があつて、池の周りを周回できる遊歩道もあり、池の土手では釣りをする人もいます。また、あずまやも建てられていて、自然豊かで美しい景観を醸し出しています。この資源をこのまま放置してはもったいないと思います。里山の自然を魅力の一つに加え、例えば「ダリヤの奥里でわくわく体験」をコンセプトに、キャンプ場やアスレチック等で若者や家族連れが楽しめる場所として整備するのはどうでしょうか。

②インバウンド対策についてであります。

コロナ禍の現在は、海外との交流は困難な状況下ですが、全国的に人口減少や少子高齢化が進む現在、国を超え海外にも目を向け、観光につなげる仕掛づくりが必要だと思いましたが、インバウンド対策について町長の考えをお聞きいたします。

③観光振興と観光産業は。

町は、観光振興の一環として、観光協会に補助金を支出し事業を推進しています。実質的には所管のまちづくり課が中心となって企画や事業運営を進め、民間が協力するというスタイルが長く続けられてきました。この体制の現状に課題があるとすればどう把握されているのか、また、その改善策について伺います。

町の観光人口を増やし、売上げを伸ばし、収益を上げていく観光産業が必要で、町の歳入を増やす仕掛づくりが大切だと思います。観光を推進する組織、NPO、関係団体、地域企業者、商工会等の知恵を結集したマンパワーによる新たな観光振興計画を策定し、観光産業の道しるべとして構築すべきではないか、町長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、地域コミュニティと地域づくりであります。

近年の自然災害の頻発や激甚化によって、住民の防災に対する意識が一層高まり、自主防災活動への理解や訓練等で地域自治の連帯感や交流が深まっています。今後は、ますます日常生活において地域の助け合いや支え合いが重要視されてくると思います。

さて、メディカルタウン整備では、定住人口の創出と交流人口の拡大を目指して事業が進められています。将来、新しいコミュニティが生まれ、川西町の人口増、発展に大いに期待

するところであります。

住宅分譲地では、子育て世代のご家族や現役で働いている方々など、比較的若い層の方に住んでもらえるのではないかと見込まれます。永住の地として長く暮らしてもらえるように、定住者へのきめ細やかなサポートをお願いしたいと思います。地域コミュニティと、地域づくりを推進する地区交流センターとの整合性をどのように図り進めていくのかお伺いいたします。

本町の地域づくり体制は、町と7地区の経営母体である各地区交流センターとの連携・協力が図られ、町の総合計画、総合戦略を基に、各地区それぞれ独自の地区計画で地域づくりに取り組まれています。世代間の相違や意見の多様化、文化・風習の違いなど価値観が異なり、既存の自治会の枠を超えた比較的緩い広がりのあるつながり方を求める若い人の意見もあります。小松地区では、自治会組織を持たない地域コミュニティの課題もあります。住民同士の支え合いが求められている昨今、今後の地域コミュニティの在り方について町長の見解をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、魅力ある観光産業づくりを、ふれあいの丘構想についてであります。町では、川西ダリア園及び浴浴センター、内山沢周辺をふれあいの丘と位置づけ、平成30年度には川西ダリヤパークゴルフ場を整備し、地域間交流の拠点として交流人口の拡大に努めております。

ふれあいの丘の中核となる川西ダリヤ園については、今年度は、感染予防対策を講じながら開園し、全国玉こんにゃく選手権などの密集となるイベントは中止し、ダリヤの花々を鑑賞し親しんでいただけるよう、新品種の命名やダリヤ総選挙、Instagramによる写真コンテストなど、来園者の皆さんが参加できる事業を中心に、にぎわいづくりに取り組んでまいりました。

川西ダリヤ園の今年度の実績については、入園者数は4万9,643人で、昨年より4,325人多く来園いただきました。また、入園料については、現在旅行クーポンの精算が確定しておりませんが、おおむね1,700万円の収入で、昨年より200万円多い実績を見込んでおります。

ふれあいの丘については、自然豊かな里山が広がり、内山沢として親しまれており、高戸

屋山を頂とする内山沢遊歩道のほか、議員ご紹介のとおり、農業用施設である内山沢ため池が整備されております。この内山沢ため池については、平成5年度から9年度にかけて、堤体部分は白川土地改良区、湖畔周囲の管理用道路及び休息施設のあずまやは県が水環境整備事業として改修整備し、その後、あずまやの維持管理は町に移管しております。

内山沢は、ヒメサユリ等の希少な植物が観察され、手軽なトレッキングをはじめ、近年では自転車愛好団体によりマウンテンバイクコースとして、冬季には観光協会によりスノーシューハイクとして活用されております。特に、平成29年度に高戸屋山が山形県によって「やまがた百名山」に選定されたことにより、トレッキングの利用者が増えてきている状況にあります。

新しい生活様式への転換や定着が進む中で、自然と触れ合う遊びや親しみ方へ興味や関心が高まりつつありますが、内山沢は、かつては町民登山や芋煮会の会場として、大人から子供たちまで親しんできた里山であり、議員ご意見のとおり、内山沢ため池が持つ景観や施設環境を含めて資源が有効に活用されることが望ましいと考えております。

一方、内山沢一帯は、私有地が混在し、松枯れや倒木等の状況も見受けられ、現在自転車愛好者等の町民有志により、県の補助事業を活用し小木の除去や草刈り等の環境整備に協力をいただいておりますが、環境保全や維持管理が課題と捉えております。

ふれあいの丘の各施設をはじめ、活用されている団体や維持管理に関わる団体等と協議を行いながら、環境保全と活用の在り方、仕組みづくりについて研究してまいりたいと思います。

次に、インバウンド対策についてであります。山形県における外国人旅行者の受入れについては、令和元年の実績は38万8,928人で、前年度と比べ154.2%の増となっており、うち置賜地域は3万692人で、県全体の8%の受入れとなっております。置賜地域の外国人旅行者の地域別の動向は、台湾が64%を占め、次いで中国、韓国、香港、アメリカの順となっております。また、立ち寄り施設では、雪遊びや酒蔵見学、米沢牛の食事が上位を占め、年間を通して見ると、冬季の1月から3月、次いで10月から12月の来訪が多く、春から夏のグリーン期の入り込みが少ないことが特徴となっております。

インバウンドのメリットは、国内旅行者と比べ消費支出が高いことから需要拡大が期待され、民間事業者の稼ぐ力を誘発する取組が必要と考えております。本町では、商業事業者を会員とする町観光協会を中心に、県や広域で主催する台湾プロモーションやモニターツアーへの参加、町の国際交流協会と連携した研修会の開催などが取り組まれております。

一方、インバウンドの取組に当たっては、日本における東北地方、山形県、置賜地域の認知度向上や、国々の志向に応じた旅行商品の提供等のプロモーション活動をはじめ、多言語表記や決済システム等のハード整備、受入れに対応できる窓口機能や人材の育成が課題と捉えております。

今後については、置賜地域の行政や観光団体で構成する置賜地域インバウンド受入推進協議会の取組に積極的に参画し、広域的連携による受入態勢の中で、本町が持つ自然や文化、暮らしや体験等の資源の活用につながる取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、観光振興と観光産業はについてであります。川西町観光協会は、昭和35年に国内初の観光ダリヤ園の開園を契機として、町民一人一人が花を愛し発展させていこうとの機運の高まりを受け、昭和36年4月に設立されました。以来、町や商工業者、関係団体と連携し、川西ダリヤ園の入園管理や売店運営、ダイヤモンドの開催を中心に、本町の観光振興の一翼を担っていただいております。

一般的に市町村の観光協会については、公益的な機関として行政からの補助金や委託金を主な財源に運営されている場合が多く、本町では、協会職員の人件費及び事業運営に対して補助を行っているほか、川西ダリヤ園の入園管理や、球根・切り花販売、ハーブガーデンフェアの運営について業務委託を行っております。

町観光協会の課題については、本町の特徴として、観光業をなりわいとする民間事業者がなく、会員は商店等の個人事業者が多く、会員加入も年々減少しているなど、自主財源の確保に課題があり、観光協会が主体的に企画運営する事業は限られております。また、交流人口の拡大に向けては、地域やまちづくりと連携した取組が求められており、受入態勢となる人材育成と関係団体とのネットワーク強化が課題と捉えております。

このことから、観光協会においては、平成24年度に産業経済団体に加えて、各地区、NPOやまちづくり団体から新たに理事を選任し、各団体間の情報交換や連携強化に向けた組織体制に見直されました。また、町では、柔軟で民間視点による主体的な観光事業の展開とともに、自立した協会運営を促進するため、平成27年度から、専務理事職の配置による協会事務のマネジメント力の向上や体制強化に対し支援を行っております。

現在、観光協会では、今後の在り方について、理事会に検討委員会を設置し、組織体制、事業推進、財源確保の観点から協議・検討が進められていると伺っており、協会としての方向性や考え方を受けて今後の支援の在り方について協議してまいりたいと考えております。

議員からは、観光人口を増やし、観光産業として町の歳入を増やす仕掛けづくりが大切だと

のご意見をいただいたところではありますが、人口減少や少子高齢化が進む中で、交流人口拡大し、地域づくりや地域経済の波及として観光交流の担う役割は大きいと捉えております。

近年、質の高い暮らし方や多様化する観光者のニーズ、インバウンドの拡大などに対応していくためには、自然や景観、伝統文化、生活や食文化、産業やまちづくりなどを地域資源と捉え、地域経済の活性化を意識した観光地域づくりが求められております。そのためには、議員ご意見のとおり、各地区や農商工業者、まちづくり団体などの多様な主体との連携や協働が不可欠であり、広域連携による着地型旅行商品の提供など、稼ぐ視点をコーディネートしていく推進体制が必要であります。町の観光基本計画では、関係団体との連携や受入態勢の推進として観光協会の体制と機能強化を掲げておりますが、現計画は、今年度までを計画期間となっており、今後、これまでの検証や課題を踏まえながら現計画を見直し、推進体制の在り方について検討してまいります。

次に、地域コミュニティの地域づくりについてであります。メディカルタウン整備については、平成27年度に策定した、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）及び川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、公立置賜総合病院周辺の土地の利活用をリーディングプロジェクトとして位置づけております。平成28年度に公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を策定し、公立置賜総合病院が置賜地域の周辺医療施設として発展するための医療・住宅・商業等が融合した都市的機能を有するメディカルタウンの形成及びメディカルタウンへの定住人口の創出と交流人口の拡大を目標に設定し、現在その具現化に向けたメディカルタウン整備事業に取り組んでいるところであります。

メディカルタウンを形成する住宅機能の整備については、定住促進宅地整備事業を実施し、若者・子育て世代、医療関係者及び首都圏からの移住者等の誘導を行い、定住者の増加を目指す一方で、議員のご指摘のように、定住者のコミュニティの形成と大塚地区との地域づくりとの整合は重要な課題であると認識しており、メディカルタウン整備計画策定段階から、大塚地区社会を明るくする協議会や公立置賜総合病院及び地元自治会等との意見交換を重ね、情報、課題の共有を図りながら計画づくりを進めてきたところであります。

今後は、具体的な整備が進む段階になることから、地元大塚地区等との連携をさらに強めながら、新たなコミュニティの自治組織をどう考えていくか、近隣自治会との関係性、子供たちの通学、防犯・防災、環境、地域づくりへの参画など様々な課題について、地域づくりの中核である大塚地区社会を明るくする協議会をはじめ、公立置賜総合病院、近接する自治会、地権者等で構成するメディカルタウン整備に係る調整会議を設置し、課題解決に向けた

議論と検討を重ね、議員もご期待されている永住の地として長く暮らしていただける住みよいコミュニティの形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の地域コミュニティの在り方についてであります。議員ご質問のとおり、一般の人口減少や高齢化社会に加えて、町民の地域コミュニティへの考え方が多様化し、これまでの固定概念だけでは地域コミュニティの維持が困難な状況が見込まれます。

各地区の地域コミュニティ活動は、各自治会から協力を得ながら進められております。また、自治会では、各種行事などを通じて住民同士の交流を図るとともに、町からの連絡事項や災害の情報収集を図るなど、重要な組織でもあります。しかし、現在では、自治会未加入世帯の増加や高齢化が進むとともに、多様化するライフスタイルや働き方により、自治会運営が困難な状況も出てきております。そのような中で、近年においては地震や洪水など大規模な自然災害や犯罪が多発しており、地域全体で共に助け合うまちづくりが求められております。

本町では、これまで地域コミュニティを維持するために、協働のまちづくりを基本理念とし、町民や各種団体に参画いただきながら、持続して住み続けられるまちづくりに努めており、この協働のまちづくりに向けては、各地区交流センターが中心となり、環境整備や自主防災活動をはじめ、子ども会活動、四季に応じた各種祭り事業等を実施し、地域内の交流、郷土愛の醸成、世代間の交流に努められております。

地域コミュニティの在り方として、人口減少や高齢化が進む中、今後とも支え合いの地域づくりが必要であり、その基本となるのは自治会と捉えております。町としては、自治会未組織地域への働きかけや、自治会の組織維持が難しい地域に対し持続可能な組織となるよう組織再編など、住民の皆さんと十分な協議の機会をつくり上げながら、安心して住み続けられる地域づくりが進むよう努めてまいります。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 それでは、まず最初に、ダリヤ園のほうの状況からでございます。この報告によりますと、今年度はコロナ禍の中でも、去年よりも入場者数が多かったということであり、これはすばらしい結果だなというふうに感心したところではあります。また、今年は天気にも最初あまりダリヤにとってはよくなく、最終盤のほうですごいすてきなダリヤを拝見することができたということでも、この人数についてはすばらしいなとは思ったところですが、毎年ダリヤ園の開催するに当たって、目標人数とか、そういう設定はあるんですか。目標の売上

げ、目標人数の設定とか、そういうところはどうか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 今ご質問ありましたように、川西ダリヤ園については、本町の観光振興の主要な拠点施設というふうに位置づけておりますので、毎年、この目標数値については当課としても持っているところでございます。これまで6万5,000近くの人数が最高ということでもありますので、それを超える目標として6万7,000人、これを目標にしながら、それに合わせて入園料の設定をしながら取り組んでいるところでございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 6万過ぎ、すばらしい目標ですが、それは今までの最高のときでしたよね。それに合わせるというのはあれですが、あくまでも目標だというのではなくて、そこに到達できない部分って毎年出てくるわけですよ。そこのところをどういうふうな工夫で、じゃ、それを超すにはどうしたらいいだろうとか、そういった工夫が見られているのかどうか、そこはどうですか。どんな感じで、今年はこうしようだとか、去年の反省を踏まえてこうしなくちゃいけないだとか、そういったことはちゃんとされているんでしょうか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ありましたように、まず目標を設定しながら、それをクリアするには、当然前年度の課題というものを捉えながら次の展開を検討しているところでございます。

まず基本的には、鑑賞する花公園でありますので、花そのもののまずは育成という部分を中心にしながら、この管理体制、これを維持強化していくということを注力しながら、まずは開園に合わせた栽培管理、これを中心としてまず体制をきちっと整えていくということを注力しているところでございます。

それに合わせながら、各種イベントについては、その時々状況を踏まえながらということではありますが、基本的には、ダリヤ園のこれまでの集客状況を見ますと、近隣県という部分が多いところでもありますので、基本的には近隣県という部分への、あるいは誘客宣伝、こういったものを効果的にやる方法として、近隣県の新聞、テレビ等への広告掲載、こういったものを重視しながら、まずは来ていただくような広報宣伝をしていくと。あと、イベントについては、様々関係団体ございますので、園内に入ってからについては、まずは案内していただく案内人等と連携を深めながら、ダリヤの花も、今年のテーマ、そういったものの全体で協議しながら、お客様にそういった内容を伝えていく仕組みを整えながら、園内での受入態勢をきちっとしていきたいというふうに思っています。

イベントについては、観光協会と連携しながら、園内で基本的には楽しんでいただくということを基本としながら随時開園を行っておりますが、来ていただいて花を楽しんでいただくことありますので、特に今年度については、花そのものを楽しんでいただくということをテーマにしながら、園内の花の総選挙、これをメインとしながら開催させていただいたところでございますので、今年についてはコロナ禍の状況というふうな中で、なかなか集客するイベントは難しいわけでありましたが、毎年工夫をしながら集客に努めてまいりたいというふうに思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 私も、今年もダリヤ園のほうには何度か足を運んだんですけども、園内に入ると、すばらしく整備されていますし、ごみ一つ落ちていない環境で、すごくいいなというふうには感じたんです。

ただ、園内にある茶屋ありますよね。あれが、私行ったとき、どうしても閉店していたということで、開いていなかったというのがあったんですね。たまたま行ったときだけ開いていなかったんだかどうだかですけども、遠くから来ていただける人にとって、店が閉まっているというのはすごく印象が悪いんじゃないかなというふうに心配したんです。もったいないな、こういう景観がいいところで閉まっているそういう状況というのはマイナスだなというふうに思ったものですから、そこはどうなのでしょう、たまたまだったんでしょうか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ダリヤ園の園内の売店、茶屋の運営につきましては、開園当初から川西町観光協会の直営で運営をされている状況でございます。であります、運営するには売店に係るスタッフ等の確保というのが近年ではなかなか難しい状況というふうにお聞きしております、今年度についてもそのような傾向はあったというところでございます。その中で、体制が整った中でということで、茶屋の開園はやったということで、基本的には土日中心にスタッフを常駐させながら、平日の対応はなかなか難しかったわけでありましたが、そのような体制で常時開けなかったという現状は反省するも、そのような状況でありましたのでご報告を申し上げます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 開いていない日があるというのは、観光客にとって土日しか来られないというわけじゃないので、そこは十分に配慮していただきながら、短いシーズンの期間でありますから、開けるべきだと思います。考慮していただきたいと思います。

また、ダリヤ園に関しては、自治会のほうから1戸100円の会費を頂いてやっていますよね。自治会って、各町民の方から会費というか、頂いてやっていると思うんですけども、ダリヤ園の入場券が住民の方にも渡るということで、住民の方、町内の方がどれだけダリヤ園に足を運んでいるのかというのは分かりますか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 まず、各戸から100円という扱いになりますが、この100円については、観光協会の会費として全戸から加入をいただいているということで、その財源については観光協会の収入としてまずはされていると。この内容については、ダリヤ園という部分のメインとする町の観光であります。町民が、観光業がここにはないということもあるものですから、町全体を町民の方々に盛り上げようという機運の中で全戸から加入いただいたというような経過があるようでございます。これと、先ほどあった入園券というのは、また別物でございまして、町民の無料については、町の施策としてダリヤ園の入園規則に基づいて町民は無料だということですので、町が無料券を確保しているということでございます。

町民の利用でございますが、全体人数から見ますと、今年については13%の入り込みということで、数字的には4,000人程度の町民の利用だというふうに認識しているところでございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 すみません、私の認識不足のところがあって至らなかったです。

それでは、全体の13%だということでは、ちょっと寂しいなというところもあります。町民の方にも、もっとダリヤ園に、日本一のダリヤ園って掲げるわけですから、町の人にも見ていただき、来ていただけるような、そういった工夫が必要なのかなと思うんです。例えば、イベント企画などで町民感謝デーとかなんとか、そんな形で呼び寄せてみんなに見てもらえるような、そんな工夫があったら花丸だなというふうに思うんですけども、ぜひそこら辺も工夫していただきたいと思います。

そしてまた、次に、内山沢のほうに入りますけれども、内山沢の敷地、そこもふれあいの丘のイメージ、構想の中に入っているということでありました。あそこの景観というのはすごくいいな、自然豊かで静かだし、ダリヤ園も近い、パークゴルフ場も近いという中で、もう一歩足を進めていただく、いい土地ではないのかなというふうに私も思っていたところでしたので、何とか環境を整えていただくような工夫をここでも頑張って検討していくというふうなこと書いてありましたけれども、何かもう一つ、一声ないですか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 まず冒頭であります、先ほど私、町民の入園4,000人ということをお申し上げしましたが、訂正をさせていただきたいと思っております。今年度については6,550名ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

内山沢のご質問ではございましたが、ありましたように内山沢については、基本的には遊歩道という部分が、今、私どもがメインに管理させていただいております。ありましたように、一帯、松枯れ等が非常に広範に広がっているということでもありますので、まずは、そういった景観維持、景観をどう確保していくかというようなところでの維持管理が一番の課題として捉えているところでありますので、景観を維持していくための在り方というものを今後どうやっていくかということを中心にしながら、この活用という部分はしていかななくてははいけないだろうということでもあります。

その中で、施設的なものの活用として、全てが100%、町が物を造ってきれいに整備するというだけではなくても、景観という部分をまずは維持改善をしながら、その中で町民がそこを使えるような、まずは親しんでいくような環境、こういったところを最初に着目しながら、今後の在り方という部分は維持管理も含めた中で、今後使う方の動向等も含めて検討していかななくてはならないかなというふうには思っているところであります。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 建設的なご意見いただきまして、ありがとうございます。

今、課長が申し上げたとおりでありまして、維持管理にしっかり環境整備で努めていくということでもありますけれども、実は、平成24年8月に、ふれあいの丘整備検討委員会によりまして、ふれあいの丘の整備、今後の課題などを出していただきまして、置賜公園から内山沢一帯をどのような形で整備していったらいいかというようなことで提案をいただきました。その中には、例えばダリヤ園の遊具が古くなって更新するべきだ、まどかはエレベーターがないということでこれは大幅な改修が必要ではないか、さらには、パークゴルフ場の整備など、人を呼び込むようなことをするべきではないのかというような、様々な計画を提案いただきまして、それを着実に事業を進めてきたところであります。内山沢についても、自然環境を生かした形で多くの町民を呼び込む、もしくは町外から人を呼び込む施設として活用が求められるという提言もいただいておりますので、段階を踏みながら進めざるを得ないと。あっちもこっちも全て100%というわけにはいかず、それぞれの課題を整理しながら、今後の課題としては、一番大きな課題になるのは、浴浴センターまどかの源泉をこれからどうす

るのかというような大きな課題もございますので、そういう全体を見渡しながらか整備計画を立てていかなきゃいけないということをご理解賜りたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 段階を経てということでございますし、そのところは十分に私もそうだと思います。ただ、1メートルでもいいですから、内山沢のところのあそこの堤まで行くまでに、結構距離がありますので、少しずつ、1メートルぐらいずつ、だんだん進んでいって、環境を整えて、それこそ、住民を巻き込みながら進めていただければな、そういうふうに思います。今すごく独りキャンプとか、キャンプがブームでもございます。気軽に行ける、そういった環境があれば、どこにでも行けるというようなこともございますし、ぜひ何とか頑張ってくださいと思います。

それでは次に、インバウンドですけれども、こちらのほうも、インバウンドにつきましては、県内のほうには約39万ぐらいの人が入ってきている中で、置賜地区のほうには8%ぐらいの人しか入ってこないという現状のようでございます。山形県というか、雪がネックのところもありますし、雪を売りにして観光を楽しんでくるという方も多く、そこは期待度が高いんだと思いますが、インバウンドで頑張っておられるお隣の飯豊町さんとか、山形県の中では西川町さんとか、結構活動されているようです。そういった中でも少しずつ、我が本町には国際交流協会ですか、あそこの団体もありますので、そこを窓口にもしながら、それからあと、里の暮らしさん、グリーンツーリズムですとか、そういった関係での農と交流とか、都会のほうとの交流などのそういった媒体なども使いながら、視野をもう少し海外にも広げていくような策が必要だと思いますが、もう一度、町長いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 大変重要な課題というふうに捉えます。観光庁の試算によりますと、定住人口1人減少した分というのは、1人当たりの年間消費量は120万を超えるということで、消費量が120万減ることになります。これは外国人旅行者にすると7人分であり、また、国内旅行者、宿泊を伴えば20人分の消費量というふうに言われて試算されております。国を挙げてインバウンド対策という受入れを拡大するという取組をされておりましたので、大変これからの経済の振興を図る意味では、海外からのお客さんをたくさん招く、もしくは訪ねていただくことによる経済的な効果というのは莫大なものがあるだろうというふうに私も認識しております。

そのための施策をどうするかということになるわけでありまして、現実的には、観光産業

がなかなか確立されていないというところの課題がありますし、あと飯豊町さんなど熱心に取り組まれているわけでありまして、外とのネットワークを確立するかどうかということになっておりまして、その人的なつながりによって、エージェントと結びついて大量のお客さんを呼ぶということで、インバウンドの数は飯豊町さん、多いんでありますが、ここでも課題がありまして、例えば新潟空港で降りて、飯豊町さんで雪遊びをして、泊まりはまた遠いところという、そういうツアーになっておりまして、そういう意味で、町に、川西に宿泊してもらおうとか泊まってもらおうという、そこまで含めて、どう受入態勢を整えていくのかというのが施策として課題なのかなというふうに思います。

遠藤議員も携わっていただきましたマレーシアとの交流なども、大変可能性があるなというふうに私も感じておりまして、それを具体的に継続して取り組めるためには何が必要なのかということ、十分観光協会はじめ関係者の皆さんと議論を重ねていかなきゃいけないなと。大事なのはアクションを起こしていくことかなというふうに思いますので、政策課題として捉えさせていただきたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 次にいきます。

観光振興と観光産業についてでございますけれども、全ての観光については観光産業につながっていく観光にしていかななくちゃいけない。ただ、もうけがないと、人も町も潤ってはこないということで、そこを何とかしていかななくちゃいけないのではないのかなというふうに思うんですけれども、今現在、今後の在り方なども検討されているということもお聞きいたしました。

平成27年度から、専務理事などを入れながらのマネジメントの向上に対して体制強化を図りながら、観光協会が母体を強化しているということも書かれてはありますけれども、観光振興、新しく起こすということを考えた努力、古いのを起こすのではなくて、新しいことを起こしていくという、そういう振興がまさに大事だなと思うんです。今までの計画ですとか、そういったものにこだわらずに、常に新しい企画、新しいチャレンジをする姿勢というものが求められるんじゃないのかな。それが産業のほうにも発展していくというか、つながっていく、そういったことが課題だなというふうには思うんですが、どうしても町が管轄すると、そこで生ぬるい感じで携わる。全てにおいてそうかなというところも見受けられると思うんです。ダリヤ園でもそうですけれども、関わる人がお手伝い感覚で全て終わってしまうような、そういう体制でなくて、お互いにもうかるような、そういう施策が必要であって、それ

が個人のスキルも上げますし、町のほうも豊かになる、そういった企画をこれからまた検討していただきたいのですが、町長いかがですか、そのところ、ぜひお願いします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁の中にも書かせていただきましたけれども、観光協会の主たる財源が町からの補助もしくは委託料ということになっているところが大きな課題なのかなというふうに捉えます。また、観光協会が任意組織でありますので、法人格を取得しながら旅行業法とか新たなものにチャレンジしてほしいという思いで意向は伝えているところではありますが、いざ誰がそれを担うのかというところでとどまっているというのが現況かなというふうに思います。現在、内部検討がされているというふうに報告いただいておりますので、町が目指す観光振興、これをどうやって具体化させるのかという中で観光協会の役割というのが明確になるのかなというふうに思いますので、時間の限られている中でありますけれども、観光振興計画の第2次を立ち上げながら、連携して事業が推進されるような体制整備を促していきたいと考えております。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひお願いしたいと思います。観光協会の今の体制が2人だと何もできない、イベントがあれば所管のまちづくり課のほうの職員が行ってお手伝いしなくちゃいけない。じゃ、通常業務がそこでできなくなっちゃう、そういうことにもつながってきますし、何とか力をつけて観光協会が独自で採算がいけるような施策に導いていただければありがたいなというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、それでは地域コミュニティのほうにいきたいと思います。

お答えの中で、新しくできる大塚地区のメディカルタウン、そこに住宅分譲地、これから何年かかってあそこが全部埋まるかどうかはまだ未定ではございますけれども、埋まったときに、そこに入る方々がこの地に定住してというか、暮らしてよかったなど。地域との関わりだとか、そういったことが一番懸念される場所だなというふうに思ったものですから、今回質問させていただきました。

地区のほうの協議会、団体や、センターのほうの方々との話合いを持たれているということですが、その中で何か問題点とか、話合いの中ではどんな感じで進められているんですか。そこをお聞きします。

○副議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

町長の答弁にもございましたように、計画段階から大塚地区の社明会の協議会の理事会の場をお借りしまして、スタートから順次段階的にいろいろ情報提供させていただいて、説明をさせていただいて、ご意見をいただいているというところでございます。特に今回のご質問にあるコミュニティにつきましては、まだまだ漠然としたところということの中でお話をしておりますので、答弁書にもありますように、子供の通学なり、あとは自治会どうするんだろうとか、防犯、安全対策、環境、これは置賜総合病院がああ地にできたときも、同じような課題があったというふうなことございますので、今後は、そこに若者・子育て世代を中心にして誘導してくるとなると、子供を中心にしたご心配などもございます。そういったところについては、だんだん形が見える段階の中で課題化とはしておりますけれども、具体的にこれから調整会議の場で、この調整会議につきましても理事会から場所を移しまして協議会のほう、いわゆるセンターからご推薦されたセンター長中心にした各部会の方々、さらには病院のほうの代表の方々、地元の2つの自治会の代表の方々、あとは地権者の代表の方々ということで構成させていただいて、コンパクトな形での協議会を設置させていただいて、それを理事会のほうにリターンさせていただいて、それに応じて各部会との意見交換をしながら、大塚地区の将来の地域づくりの担い手になるような、そういったコミュニティをぜひ形成していきたいという一つの眼目を持ちながら、今議論をしているところでございます。

ただ、これまで地元の自治会のほうからは、課題といたしましては、地元の公民館になかなか入り切れないということがございますので、そういった観点からは、新しい自治会をそこに形成してはどうかというようなところで御意見をいただいておりますので、自治会の形成についてはそこをベースにしながら考えていかざるを得ないかなというところであります。具体的ところはこれからでございますが、いよいよ議会のご決定もいただきまして、北側地域の宅地造成、これの事業に入っておりますので、具体的にこれから協議を進めていくという段階でございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 入ってくる人にとってもというか、新しく来ていただける人にとっても、そこは不安がいっぱいなところだと思うんです。いろんなことで、じゃ、地域に参画してくれ、何だという形にはならず、丁寧にまず少しずつ進めていきながら、そこは町が中心になって、町の状態、また、地域との関わり、こうなんだなんていうことを進めていって、うまくまとめてくださればいいかなというふうには思うところです。

町長の答弁の中に、丁寧にというか、新しいコミュニティだけじゃなくて、自治会未加入

世帯というか、そういうところでの丁寧な説明をしながら、自治会への勧誘を進めていくという言葉がございました。それは具体的にどういうふうな形で進めていくという形なんでしょうか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 自治会というものについては、住民の相互扶助というような精神の中で、支え合いということから非常に重要な組織だというふうに認識しておりますので、ありましたように、近年でいえば、ひだまりの住宅団地のところが現在も未組織であるというところがございます、その当時、4回にわたって懇談をしながら、自治会の組織化についていただいたところですが、なかなか進んでこなかったという事情あります。あるいは、吉島地区においても、昨年度、1自治会が解散されたというような実情もございますので、そういった課題等々が自治会から様々な形で上がってきているのかなと思いますので、こういった状況を踏まえながら、改めて未組織に対して自治会の有用性というものも訴えながら、あるいは情報を通じて自治会の有効性というもの、これを広く周知をしながら、まずは自治会の大切さという部分を含めて、組織化という部分、あるいは、こうしろということは、なかなか自治会ですので町が主導するわけにいかないわけでありますので、近隣の自治会の含めた中で、どうあるべきかなというところは町としても課題として捉えておりますので、働きかけはしてまいりたいなというふうに思っています。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 働きかけというのは、例えば、窓口に来て、新しく住居をここに置きますよといったときに、その窓口で、じゃ、自治会に入ってくださいというような形で誘導していただけるという、そういう形ですか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 転入されてこられた方については、窓口のところで基本的には自治会の加入という部分については、自治会というものはこういうものですよというようなペーパーも含めて加入の促進に努めているところがございますので、新しく来た方については、そういったところでの加入促進という部分は継続してまいりたいというふうには思っているところがございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 今までもそういった形で加入を進めてこられたと思うんですけども、窓口でそうやって言われて、ああそうですか、じゃ、入りますなんていう人は誰もいないと思うんです。

何かそこに、またもう一つ丁寧に、そこの自治会長さんですとか、そちらのほうにフォローして、こういう人が入りますよとか、そういった形で、そこがつながるように、地区に行ってもその方が、こういう人が今度入ったから自治会のほうでもちょっと顔出してきてくださいますよとか、そのくらいのお話に進めていただかないと、なかなか、じゃ、自治会に入りますという形にはならないんじゃないでしょうか、いかがですか。

○副議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 大変ご意見ありがとうございました。そういった積極的な働きかけの部分は十分踏まえて対応してまいりたいなというふうに思いますので、今後、様々自治会長さんが集まる機会という部分がございます。自治会長会の連合会あるいは年度当初においては全自治会長さんが集まる会議等々もございますので、そういった中で、町からとしても自治会の加入促進についての働きかけというところでお話をさせていただきたいなというところがございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 最後でございます。地域コミュニティと地域づくり、私、地域づくりに携わったものですから、やっぱりそこ、地域づくりのほうにすごく関心がいくわけですがけれども、自治会というか、地域づくりは自治会のほうで何とか協力してお願いしますよという形にはなっていますが、自治会に求めるもの、最低ここだけはしてほしいというもの、町長、最後に一言いただけますか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 自治会組織は互助でありますので、お互いさま、お互いに自分たちの生活を尊重しながら生活を守っていくという互助の精神が働くことが一番ではないのかなというふうに思います。ただ、今、若い人たちの考えの中には、あまり拘束されたくない、新しいところに来たんだから縛りのないところで暮らしたいという、そういう感覚を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そこは緩やかにつながる仕組みをつくっていくことが大事なのかなと思っております。貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 大変ありがとうございました。全ての町民が安心安全で、なおかつ住んでよかったなというふうに思われるような、そういった住みよい地域づくりを目指しながら頑張っていたきたいと思います。切実な思いです。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○副議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時33分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○副議長 第2順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第2順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 本日、2番目となります質問となります。よろしくお願いいたします。

9月議会において質問させていただきました鳥獣による被害について、昨年よりも増加しているとのことでありましたが、それ以降も各地での被害が確認され、イノシシによる被害については、秋の収穫前の水田が荒らされ、稲が倒され刈取りができない被害や、熊の被害については、心配されていた人的被害が発生するなど、まさに危機的状況となっていると思っておりますが、これまでの当町における鳥獣による被害、また、捕獲の状況についてお伺いいたします。

熊による被害については、人的被害、車への衝突による物損事故などが発生していることについて、どのような対策を検討されているか、町長のお考えをお聞かせください。

今年に入り、全国的に熊の出没が増加していることを受け、国・県において対策に向けた取組が強化されてきている状況にあると思っておりますが、国・県からの鳥獣被害対策についての情報提供等があったものかお伺いいたします。

今日の熊をはじめとする野生動物の住宅地への出没については、山と町の境界であり、けものが平地に下がるのを防ぐ機能を担っていた里山が荒廃し、野生動物の分布が可能になったと指摘されている。また、このような状況をつくってきたのは私たち人間社会であり、野生動物はその被害を受けていると見られることから、荒廃した里山の再生、耕作放棄地に対する整備などの対策を講じながら、共生できる環境づくりに取り組むべきと考えるが、町長のお考えをお聞かせください。

現状を考えるに、熊などの野生動物が出没すれば、わなや猟銃によって捕獲することとなるが、私たち住民が日常的に取り組める対策として、電気柵の設置、河川や水路の草刈り、また、屋敷周りの雑木の伐採などにより見通しをよくすることで、野生動物の身を潜める場所をなくすことにより、出没を減らす対策となるのではないかと考えるところであり、いずれにしても、地域住民の方々の理解と協力をいただかないとできないことであり、町として財政的支援策を講じながら対策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

このたびの第5次総合計画後期基本計画の施策3の中で「野生鳥獣等について対策を強化します」とありますが、ある新聞記事の中で、「野生動物の分布は、人や農作物の被害、交通事故等に加え、動物由来の感染症拡大の要因となることも懸念される。動物の生態を正しく理解し、日常の中で未然に防ぐ方策を取り入れることが求められている」とありましたが、今日の状況を踏まえながら早急な対策を講じていくべきと考えるところであります。

次に、近年の異常気象による自然災害についてお伺いいたします。

地球温暖化が原因とされる異常気象により、これまで経験のなかったゲリラ豪雨による被害、猛暑による熱中症の増加、小雪などの状況の中で、当町の基幹産業である農業や、商工業そして日常生活に深刻な事態が出てきていると考えますが、これらの状況についての町長のお考えをお伺いいたします。

昨年7月公表された国連の「持続可能な開発目標（SDGs）報告2019」によりますと、最も緊急に行動が必要な分野は気候変動であり、影響は破局的で取り返しがつかなくなってしまう。気候変動に対して決定的な行動を取るための時間はなくなっているとの緊急性を強調しています。そんな中で、国会において、11月19日に衆議院本会議、20日に参議院本会議の中で、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む決意を示す気候非常事態宣言決議が全会一致で議決されました。決議については、超党派の議員連盟が準備し、その中で「私たちは、もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち至っているとの認識を世界と共有する」とされています。この決議についての町長のお考えをお聞かせください。

気候非常事態宣言については、長崎県壱岐市が2019年9月に国内において初の決議を行い、その後、異常気象に伴う水害や干ばつ、水産資源の枯渇など、危機感を抱く自治体が相次いで宣言を表明しています。近隣では、飯豊町が今年3月17日に宣言の決議を行っています。

後期計画の中で、地球温暖化、気候変動対策の普及啓発及び情報の提供を行うことが明記されましたが、持続可能な地域社会を目指すSDGsを推進していく上で、当町において近年の異常気象による様々な状況を踏まえながら、気候非常事態宣言を決議することにより、

町民の皆様と異常気象に対する認識を共有しながら、次世代である未来につないでいく持続可能な町の実現につながると考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、菅首相が10月に、2050年までに国内の二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると宣言されました。今後、具体的な取組が行われてくる中で、当町においても待ったなしの異常気象対策の早期の取組を切望し、壇上からの質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策について。

これまでの被害状況についてであります。議員ご指摘のとおり、今年度、町内においてはイノシシや熊による被害が拡大しており、秋の収穫期以降もその深刻さは一層高まっております。

特に熊による被害は深刻であり、町内の女性が襲われる被害や、車と接触する被害が新たに発生し、農作物では収穫期を迎えたブドウをはじめ、柿、クルミ、ソバなどの食害被害が多数確認されるとともに、ホールクroppサイレージや玉庭放牧場内の飼料タンク破壊等の畜産農家での被害も確認されております。また、町の中心部や観光施設、そして置賜病院周辺で目撃が確認されるなど、行動範囲が人の居住地まで近づき、かつ、町内全域に広がっており、冬眠期まで十分な注意が必要となっております。

イノシシの被害については、農道のり面、水田畦畔等の掘り起こしが続いており、水稻収穫前に水田内を走り回り水稻を倒伏させる被害が発生しているほか、畑や林地での掘り起こし被害も拡大傾向を示しております。

熊、イノシシ以外の鳥獣では、アオサギやゴイサギ等のサギによって、毎年5月から6月にかけて水稻作付け後の踏み付け被害が全地区で発生しているとともに、玉庭・東沢地区では、猿による秋野菜や果樹などへの食害が目立っております。

11月末時点での鳥獣捕獲状況については、猟友会の協力により、箱わなやくくりわなを設置し捕獲活動を実施した結果、熊が24頭、猿が15頭、イノシシが4頭、ハクビシン、タヌキがそれぞれ6頭、サギが62羽となっており、例年にない多い数値となっております。特に熊については、目撃情報や人的・農作物被害が急増する中、過去最高であった昨年の9頭に対し、2.6倍の数値となっております。

なお、被害が増加し、全国的に対策強化が望まれるイノシシについては、捕獲が進んでい

ない状況となっており、冬期の捕獲に向けて現在準備を進めているところであります。

次に、人的、車などの被害対策についてであります。熊による人的被害の発生については、10月11日に上奥田地内で72歳の女性が、また、同26日には時田地内で70歳の女性が熊に襲われました。他県では死亡事例が発生する中、どちらも命に別状がなかったことが救いがあります。また、27日には大舟地内と時田地内で、29日には朴沢地内で熊が車と接触する事故が発生しております。このように熊被害が農作物等から人や車などに拡大している状況となり、また、目撃情報が教育施設や児童・生徒の通学路付近に迫っていたことから、10月15日に関係課による協議を行い、緊急措置として、熊出没特別注意報を発令しました。併せて、地区交流センターでは地域住民への注意喚起、米沢警察署ではパトロール活動を展開いただいたところであります。

町から町民に向けては、1つに町ホームページやフェイスブック、広報車による呼びかけ、2点目に防災行政無線による厳重な注意の呼びかけ、3点目に看板や出没注意のぼり旗の設置、4つ目に猟友会によるパトロール、5つ目に注意喚起チラシの配布を行いました。また、玉庭児童・生徒の安全対策として、1つに注意喚起チラシの配布、2つ目に集団下校、スクールバスの利用、保護者・教職員の補助対応依頼、3つ目にスクールガード等への協力依頼、4つ目にSNSを利用した保護者間情報ツールの利用などを通し、熊出没への緊急対策を実施してまいりました。

次に、国・県からの情報提供についてであります。イノシシや熊による被害拡大は全国的に大きな課題となっており、国や県からは被害情報の把握や住民の安全と財産を守る取組を強化するよう、情報と資料の提供がなされております。特に県では、熊に関する情報を定期的に発表し注意喚起を行うとともに、県内ブロック単位で県内外の目撃情報の提供や、ブナ豊凶予報、熊注意チラシや、熊と遭った場合の対処方法チラシの配布、熊対策支援策などを周知する説明会などが行われております。

また、被害拡大が進むイノシシ対策においては、CSF（豚熱）の拡大で実施方針変更が進められております。近年、CSFが中部地方から東日本に拡大し、養豚業者にとって深刻な問題となっており、その媒介のおそれのあるイノシシ捕獲に対して、環境省や農林水産省によりCSF蔓延防止のための野生イノシシの捕獲の抜本的な強化について等の通達が発せられ、本年度よりCSF蔓延防止の視点で捕獲活動を実施することが義務づけられました。

特に、山形県南部に位置する置賜地域は、県から捕獲重点エリアに設定され、養豚施設を保有している本町などは、今後イノシシ捕獲の際に完全な感染症対策の実施が求められるな

ど、その活動は一層難しい内容となっており、県や猟友会と情報を共有しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、本町の鳥獣捕獲活動を実施する猟友会の活動に対する手当などの費用は、国の交付金とその財源となっておりますが、熊の目撃や被害の拡大に伴い、見回り、捕獲活動が大幅に増加しているため、活動財源の確保や充実が必要となっております。また、鳥獣被害の予防策として高い効果が望める電気柵の設置については、設置希望者が年々増加していることを受け、国や県に対し支援策の拡充を強く要望しているところであります。

次に、今後の対策についてであります。まず、冬期間が中心となるイノシシの捕獲活動について、新たな感染症対策を講ずる必要があることから、県の事業であるイノシシ被害防除研修会を本町で開催し、猟友会と対応策を学びながら捕獲対策を進めることとしております。

また、これまで山間部が中心であった鳥獣被害の問題が平野部までに及ぶこととなり、より広範囲な対策が課題であります。被害拡大が続く熊やイノシシ、猿等の対策を強化しながら、カラスやタヌキ、サギ、ハクビシン、ニホンジカ等を含めた総合的な鳥獣被害対策として考えなければなりません。具体的には、住宅地周辺に鳥獣の餌となるものを置かない、農地周辺の草刈りなどを行うなどの環境整備を行う、電気柵設置や追い払いなどにより被害防除を行う、おりやわな設置により適切な捕獲を行う等の活動を展開することとしておりますので、町民の皆さんにその周知を徹底してまいりたいと考えております。

また、鳥獣被害防止対策は短期間で解決できるものではなく、長期的視点に立ち対策を講じる必要があることから、第5次総合計画後期基本計画でも重要な施策として位置づけております。地域住民の安全確保を最優先として、猟友会の育成支援、捕獲駆除の徹底と電気柵等の被害予防施設の導入を推進するとともに、町民、地域・集落、行政・関係団体がそれぞれの分野でできることを確認し、地域全体で取り組んでいくことが重要であります。今後とも、被害や生息状況、そして新たな脅威などに対する対処法などの情報を収集し、適切に対応できるよう検討してまいります。

次に、地球温暖化による気候変動について、近年の異常気象についてであります。近年は、議員ご指摘のとおり、異常気象が頻発している状況であります。環境省の調査によれば、日本は世界より速いペースで気温が上昇しており、21世紀末の平均気温が全国的に上昇することが予測されております。さらに、強い雨が増加している一方で、降水日が減少し、真夏日、猛暑日の日数が増加しております。今年の冬のように積雪が減少する一方で、大雪の年

の頻度が高くなる予報も出されており、このような状況が今後も頻発していくことが予測されております。

農業分野では、気温の上昇により米の白未熟粒や胴割粒の発生等、品質の低下が確認されているほか、果樹栽培等にも影響が生じております。また、漁業や自然生態系への影響も見受けられます。

本町でも、一昨年の猛暑と水不足による渇水、昨年度は台風19号による大雨被害、今年の冬は極端な小雪、7月には大雨による被害があり、毎年のように自然災害に見舞われ、大豆やソバなどの農作物の品質や収量等に影響が及ぶなど他人事ではないことから、地球温暖化が及ぼす影響をできる限り少なくするための対策と対応を早急に取り組まなければならないと思っております。

現在、本町では、かわにし未来ビジョンの下、第4次川西町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定中ではありますが、新たな視点として、SDGsの達成のための視点、ゼロカーボンシティ形成の視点を取り入れ、地球温暖化防止対策に向けた取組を計画しており、これらの計画を着実に推進することで、地球温暖化を抑制してまいりたいと考えております。

次に、気候非常事態宣言についてであります。2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年公表されたIPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書で、気温上昇を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要であることが示されております。

菅総理大臣は、第203国会の所信表明演説で、脱炭素社会の実現を打ち出し、2050年までに温室効果ガスの排出を実施ゼロにする目標を宣言しました。その目標の達成に向け、有識者や経済界代表等で作る国民会議を設置する方針を固めており、会議では、脱炭素社会の構築に向けて広く意見を聞き取り、生活スタイルを見直す観点から検討を進めていく予定としております。

また、令和2年度の環境白書には、新たに「一人ひとりから始まる社会変革」という章が設けられ、ライフスタイルの変革を促すことで、温室効果ガスの排出量を削減することが掲げられております。地球温暖化の速度を少しでも緩めていくためには、経済、社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から総合的に変革が求められております。

また、再生可能エネルギーへの転換だけでは温室効果ガスの排出量を減らすことは限界が

あるため、排出抑制とともに、農地の保全や間伐、下刈りなどの森林・林業の再生、自然災害防止や軽減のための森林の多面的機能の発揮等による吸収源体躯も併せて進め、抑制と吸収により実質ゼロにしていくことが必要であります。

本町でも、これまで町有林の間伐や下刈りの森林保全を継続的に行い、森林保全に努めてきましたが、今後はこれまでの未活用であった山地に杉やヒノキ、カラマツ等の植林を行っていく予定であります。

啓発活動では、2018年に地球温暖化防止対策のために、環境省が推進する国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、目的達成に向け事業を展開しております。今年度は、去る11月14日のこまつ市開催に合わせてコロナ対策を万全に、地球温暖化について学ぶ企画展を行ったところ、多くの皆さんにお集まりいただきました。

地球温暖化防止対策は待ったなしの状態でありますので、本町ではこの気候変動に対し、温室効果ガス排出量削減及び吸収源対策の推進に向けたゼロカーボンシティ宣言を行い、私たちができる温暖化防止活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 鳥獣被害対策については、3月、9月そして今回と、3回ほど質問させていただくという状況になるわけでありませけれども、それだけ地域の状況は深刻な状況にあるということと捉えていただきたいというふうに考えております。

それで、その中でも、特に去年、熊の捕獲については2.6倍に達したということで、猟友会の皆さん方が一番苦勞しているというふうに受け取っているわけですが、そういった猟友会の皆さんのこれまでの延べ日数なんかについては統計は取られているような状況でしょうか。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

現在集計中でございますので、これから実数のほうをつかんでまいりますので、現時点ではつかんでおりません。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 集計中ということでございますので、後で出れば教えていただきたいなというふうに考えております。

前回の9月で申しあげましたように、ボランティアでやるような形では、これから来年も

また熊の出没が危惧される中で、きちっとした、今回の答弁書の中には、そういった形での経費も出しながらという答弁がありますので、そのところは捕獲実態に見合った報酬を出しながら当たっていただくということが、今後の対策につながっていくというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、昨年ハ雪がなくてイノシシが捕れなかつた、それによつて、農作物、田んぼなんかに対する被害が全地区的にあつたというふうには認識してありますけれども、今年、できれば雪が降つていただいて、イノシシが捕獲できる状況になるといいわけでありましてけれども、そういった状況について猟友会の皆様との打合せは今行われているのかどうかについてお伺ひいたします。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 イノシシの被害拡大に伴ひまして、県から捕獲を積極的に進めるように指示を受けておひまして、猟友会とともに町で春先から捕獲数を高めるよう取り組んでまいりましたけれども、現時点では4頭という数字になっております。今後、冬場に向けてイノシシの捕獲が進めるかと思ひておりますので、打たれた対策も新たに生まれておりますけれども、それらを講じながら捕獲数の拡大に向けて取り組んでいきたいと思ひているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 本当にイノシシによる被害は甚大でありますので、何とか冬、多くのイノシシが捕れるといいなと思ひておりますので、ぜひ十分な打合せの中でやっていただきたいと同時に、私も、地区として何かやれることがあれば考えていかなくちやいけないのではないかなという思ひでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、前々から心配していたとおひりに、今回は2件の人身事故が起きたということで、これが、言つてみれば町の危機管理の中での捉え方ということになるのではないかなというふうには考えるわけでありましてけれども、けがをされた方への町としての対応はどのように行われたのかについてお伺ひしたいと思ひます。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまご指摘あつた2件に対する、被害に遭つた方への対応でございますが、幸ひにして軽症でありました。ただ、実際にその後の症状等も踏まえてこちらで確認させていただいた上で対応させていただいたところでございますが、結果的に軽症であつたために、特段こちらのほうで町としての対応はいたさなかつたところでございます。

以上でございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 今後、来年もどういふ被害が出るかまだ分からないわけでありませうけれども、地震とか水害とかと同じように、本当に危機管理の捉え方というものも必要なのではないのかなど考えるわけでありまして、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今回の被害に遭った方に対しては、人的な補償・補填という意味ではあると思ひますが、こちら、町の危機管理という範疇の中では現在まで想定しておりませうが、今後の状態に応じてこちらの検討材料の一つと考へてござひます。そんな形で、今のところござひます。

以上であります。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 けがに対する補償とかという形でなくて、熊出没に対する対策としての危機管理というか、そういったことに対するマニュアル等を整備していく、県からもいろいろ指摘があるような話になりますけれども、けがして、補償してどうのこうのではなくて、そういう熊が出たときに対する横断的な体制づくりというのが必要なのではないかということ、今、危機管理の問題ではないかというふうには申し上げたんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 答弁、失礼申し上げました。

この答弁にはありますが、今回につきましては10月15日、こちら任意の緊急措置でござひますが、熊出没特別注意報、これ、町のほうで発令いたしました。この段階で危機管理という形で、総括は総務課、そのほか住民に関わることとしてまちづくり課、学校関係ありますので教育総務課、あとは幼児関係もありますので健康子育て課等々と、実際に住民の方々に関わる関係課のほうで一つ組織立ちしました。

実際に具体的な活動であります、とりわけ猟友会のかかわりは、今答弁あつた農地林務課でござひますが、私どものほうはとりわけ注意喚起という形で、例えば防災無線を使った形、あとは周辺の自治会に対してチラシをお作りしてお配りいただくような形、あとさらには、今回特に土曜日曜によく目撃情報等をいただきました。ですので、こちら等は、いわゆるLINE等を通じまして即座に情報連携取るような形で即時対応する、そういう体制も整

って対応してきたと、そういう状況でございます。

以上です。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 もう一つ、被害についてお伺いしますが、農作物の被害なんです、今回秋10月の収穫に入ったらば田んぼが荒らさせていて、収穫ができないというような状況があったようではありますが、私のところの玉庭の奥のほうでも1反当たり2俵半ぐらいしか取れなかったというような状況があるということで、ただ、そういったものに対する共済なんかは掛けていないし、泣き寝入りだなというような状況があったようでもありますけれども、今後、心配される被害に対して町としてはどのような指導といいますか、していくおつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 農作物被害につきましては、特にイノシシの被害が大きかったようでございます。水田の収穫前の踏み荒らしがたくさん各地広がっておりまして、本当に甚大な被害があったという報告を20件以上お聞きしております。その対応策につきましては、共済制度などがあるというふうにお聞きしておりますけれども、その件につきましては、いろいろこっちのほうから入っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 農作物への被害の町としての対応ということですが、前回もご質問いただき、その際にも町独自の支援策といったものについては現時点ではないというふうなお答えをさせていただきましたが、一方、ただいま議員のほうからご紹介のありましたように、一つ、こういった鳥獣害への補償する仕組みというようなことでは、収入保険や農業共済などがいわゆるセーフティーネットとして整えられているところもございますので、私ども、農業、農作物の生産に関わる担当分野といたしましては、それらの制度を有効に活用いただくということを基本としながら、今現在経営所得安定対策などの支援策の周知とともに、その制度の周知も併せてさせていただいておるところでございます。

ただ、一方で、こういった制度への加入という、加入率を上げるということが一つの課題であるとは認識しているところではございますが、現時点におきましては、制度の周知、これに努めさせていただいているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 確かに去年あたりからの農作物に対するイノシシの被害が顕著に現れてきているという状況でありますので、そういった形で町独自の支援策は今取られていないという状況がありますが、今後、大幅な被害等が出てくるような状況になれば、町としても、そういったものに対する支援策も考えていくべきではないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私ごとで申し訳ないですが、うちもソバ、減反で2反5畝ぐらひ植えていましたが、これはイノシシではなくて明らかに熊ですが、熊によって踏んづけられたほかに食べられたという形で、半分ぐらひ半作という状況もあります。米と違ってソバですから、そんな収穫の大した被害ということにはならないと思ひますが、そういったことも今現状としてあるということで、本当に水稻で生計を立てている農家の皆さんにとっては、甚大な被害になってくれれば生活もできないという状況が出てくるということを考えていただければ、そこら辺もあると思ひます。

あと、共済についても、制度は共済組合から説明してもらおうというふうな流れになると思ひますが、今、井上課長言われたように、町でも積極的に、こういった被害のありそうな地域については加入したほうがいいんでないかというふうなお勧めもぜひしていくべきだなというふうには考えておりますので、そこら辺の対応も検討していただければというふうにご考えているところであります。

あと、今回、熊が毎日出るという状況の中で、防災無線で朝10時、まあ1日5回ぐらひ流していただきました。ただ、何回も前から指摘しているといひますか、防災無線が聞こえない地区があります。そこについては当然農地林務課さんの軽乗用車のスピーカーで注意喚起されたりということもありますが、日常的に注意喚起していく広報というのが必要なんじゃないかなというふうにご考えております。私たちの地域の中ではセンター長が自分の車にスピーカーをつけて、ちょっと回んなねというような状況もあるようでありますけれども、もしこういったときに、消防団の消防車についているスピーカーで広報していただくという取組もあつてしかるべきなのかなというふうにご考えるんですが、そこら辺は、消防団の協力というのは得られないものなのかどうか、お答へお願ひしたいと思ひます。

○副議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まず、防災無線のほうでございますが、今回の期間は1日3回を基本に行いました。9時、お昼、あと夕方という形、ただ、当初は3時ぐらひをもう少し後にして4時とか、若干の変更をいたしました。先ほど申し上げた特別注意報、こちら11月末まででございます。

したが行ったところでございます。

そのほか、議員からご指摘あったとおり、いわゆる広報車両で、私も総務課のほうで回ったという、そういう状況でございました。今ご指摘あった消防署につきましては、実際、こちら本来の職務と若干変わってきますので、消防団のほうのご指摘でございますが、こちらは実際の業務と、さらにもう少し拡大するような業務でございますので、こちらは今後ご相談させていきたいという考えでございます。

以上です。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 そういうことで、今の状況の中では難しいと思っております、なので、危機管理上の問題として鳥獣被害対策を考えれば、消防団に対する協力もお願いできるのではないかなという浅はかな考えで申し上げたわけでございますけれども、そこら辺については、センター長の車を使って広報するなんていうのは、考えても、本人は当然責任あるものですから、被害があつては大変だということで本当に親身になってやっていただいているわけですが、そういったことではなくて、町として対応できるものをしていただくというのが筋なのではないのかなというふうに思っていますので、そこら辺、もし返答できればお願いしたいというふうに考えているところであります。

もう一つは、野生動物が、イノシシなりの、先ほど答弁にもありましたように、伝染病というか、動物古来の感染症の問題が、これほど出没がある中で心配されると思いますが、特に先ほどありましたが、豚の飼育という点では、川西町ではどの辺の地域が豚を飼育されているところがあるのかなんて考えて、教えていただければありがたいなと思います。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 本町における養豚業者の状況でございますが、東沢地域において、これは8,000頭を超える大きな事業者でございますが、まず事業者がでございます。そのほか個人で今養豚業を営んでいる方が1件ございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 東沢、結構大きな養豚場があるという、東沢もイノシシが頻繁に出ているという状況もありますので、こういった感染症対策も県のほうから、先ほど答弁にありましたけれども対策を立てていくということが義務づけられたという状況があるようでもありますので、そこら辺の情報も、養豚業者さんあたりに提供しながら取り組んでいくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、そういった鳥獣被害の中で、対策となるかどうかはなんですが、松枯れ、そしてナラ枯れが玉庭あたりもかなり進んでいて、熊の餌になるドングリが出ないというのは、ミズナラが枯れていて実がならないという状況が、こういうことによって里山に下りてきているという状況があるのかなというふうに思うわけでありましてけれども、そういった地球温暖化の問題でいろいろ山に対する対策はされるというふうな答弁がありますが、里山や耕作放棄地をきれいにしていく、山をきれいにしていく、そして緩衝地帯をつくっていくということが、鳥獣が里に下りてこないという基本的な問題でないのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺の里山の管理に対する対策についてお聞かせください。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

鳥獣被害の拡大は、農地や山林が未相続、また、住民の転出によって手がつけられていない状況が荒廃の大きな原因になろうかと思えます。それに伴って、松枯れやナラ枯れが発生しているのが現状だというふうに思っているところです。

これまで中山間の直接払事業とか地域に対する国の交付金などで大分改善はされてきておりますけれども、それ以上に荒廃が進んでいるという状況につきましては、人口の流出、未相続の拡大があるのかなというふうに考えております。その中で、さらに里山の保全管理というのは大変重要な課題となっているというふうに思っております。

町では、町有林の管理などにつきましては、町の森林計画に基づきまして現在進めておりますけれども、年次的に間伐等の実施、樹木管理を行っていきたいと考えておりますし、町と森林組合、国の共同で行います分収造林事業などでは、新たに造林なども考えております。このような中で、年次的になりますけれども、少しずつさらに森林の保全のほうに進めていきたいというふうに考えておまして、そのような事業を展開する中で最大限環境整備のほうを図っていききたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 山の管理については、私もセンター長時代に里山再生事業という形で取り組まさせていただいて、その後を受けて今やっているわけですが、ナラなんかは枯れてきた木は早めに30年の中に切れれば、そこから自然萌芽して、また山が再生できるという流れがあるわけでありまして。東沢で専門にやっていらっしゃる方がいらっしゃるわけで、ああいう管理をしながら山を再生させていく取組も重要な問題だな、これが鳥獣被害を食い止める一つの方

策でもあるというふうに考えるところでありますので、ぜひここにも力を入れていただいて、取り組んでいただきたいというふうに考えるところであります。

その中、今回のいろんな熊の被害については、川を渡って今まで里のほうに出るという状況もあれば、河川敷の支障木の伐採なんかも、そういった関連を含めてやっていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えします。

鳥獣被害が全町に拡大している中において、山林のほうから里山そして平たん部までに来る間に、水路、河川を使っているということはもちろん承知しております。そこら辺の周辺環境の整備を含めて対策を講じていかなければならないと考えておりますので、今後ともご指導いただきたいと思っております。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 河川の支障木伐採なんかに関しては地域整備課が担当してくるのかと思っております、それはないのでしょうか。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 河川の管理につきましては、河川管理者、二級でありますと県、あるいは準用河川でありますと町で管理しておりますが、そのような面で、それぞれの地域の方々のご協力や、そういうことで、川きれはありますが支障木の伐採等もやっていただいておりますし、その他に荒廃が進んでいる場所につきましては、河川管理者のほうに要望、支援をお願いしているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 被害を食い止める方策の一つに、そういった熊であったりイノシシであったり、隠れるところをなくしていくというのが一番の手っ取り早くできる対策なのかなというふうに、いろんな新聞報道なんかも、そういった支障木を伐採するなり、屋敷周りの木をきれいにしていくということで、隠れるところをなくしていくことが一つの被害を食い止める方策だということも言われているようでもありますので、そういったことについて対策を立てていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

そういった意味で、後期計画の中に、今回、野生鳥獣の対策強化について盛り込まれたということがあるわけでありまして、これを実行していく上では、地域の皆さんの協力はもとより、猟友会の皆さん、そしてまた各関連行政のそれぞれの部署の横断的な一つの取組に対

する組織をつくりながら対策を立てていくことが必要なのではないかというふうに考えております。後期計画はこれから始まるわけでありませけれども、そういったことに対する野生鳥獣被害対策、今までの協議会とまた違った形での横断的な組織体と申しますか、対策を行っていく組織立てを考えていらっしゃるかどうか、お聞きいたしたいと思ひます。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 町長の答弁にもございましたけれども、鳥獣対策については本当に重要な問題であり、それを後期計画の中で施策として位置づけております。町内全域に被害が拡大してござりまして、人的被害まで、このような状況になってござりまして、危機管理、農産物被害防止、文化財の保護、環境対策、野生動物の保護など多面的な角度がござりまして、その視点に立ちまして、町民の生命と財産を守り、また、生活を守ると申す立場で取組を展開していかねばならないというふうに考えてござりまして。組織化についてはこれから検討になりますけれども、そういう方向で進んでいきたいと思ひてござりまして。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 これから本当に年々増える被害状況を受けながら、地域の住民の方々に対しまして、また、それを取り組む中で、野生動物に対する正しい知識を学ぶというか、そういう学習をしながら取り組んでいくという、それは猟友会のような経験のある方の話を伺いながらということもありますが、野生動物の特性と申しますか、そういったものに対する勉強もしながら、その対策に向けた後継者と申しますか、人材を育成しながら組織立てしていくという方向でやっていただければいいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、地球温暖化についてでございますけれども、町長からいただきましたが、現在の川西町の状況なんかも踏まえて、もう一度再度、町長の地球温暖化、異常気象についての見解をお伺ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 地球温暖化防止については、地球上の生命が今後とも持続的にバトンタッチできるようなことを考えていかねばいけぬというふうに思ひてござりまして、2015年に示された内容をより具体化するという形で、1.5度上げないということで、2050年には実質ゼロカーボンに取り組むということが、国連、また、国を挙げて取り組むということでありませし、山形県もゼロカーボンの宣言もされてござりまして、構成団体である川西町もその流れでしっかり取り組んでいきたいなというふうに思ひてござりまして。

私、過去を振り返ると、ちょうど今から40年ほど前になるんですけれども、まだ東京で生

活していたときに同僚から言われたことがありました。今の地球はゆでガエル状態なんだと。カエルというのは温かい水の中で生活しているんですが、下からどんどん温度が上がっても気づかないでいて、それが到達点に達したときには命を失ってしまうと。地球がそのような状況に今なろうとしているんだということを、40年前に同僚が話されたことが常に頭をよぎるところであります。いよいよそういった状況が眼前に出てきたのかなというような思いもしておりますし、危機感を持って、人類のみならず、地球の生命を守るという観点で温暖化防止に全力を挙げていくそのチャンスを逸してしまえば、ゆでガエル状態というふうになってしまうだろうというふうに思いますので、そういったことを肝に銘じながら取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。そういった意味合いも込めまして、国会で決議された気候非常事態宣言について、当町でも宣言決議しながら取組を進めるということが大事なんではないかなというふうに考えているわけです。隣の飯豊町あたりでも、町当局提案で宣言しているという状況あります。この宣言の仕方については、地域住民の方からの要望があったりという形での流れもあるようでありますけれども、今、今日のこういった状況の中で、SDGsを取り組む、あるいは、中でも基本的にはSDGsにうたわれた13番の気候変動に対する取組、これが最も最重要な課題なのではないかというふうに考えるところであります、その宣言を町として決議する決意はあるかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 先進事例を紹介いただきましたけれども、危機を宣言するというのではなくて、具体的な行動、アクションを起こすという意味でゼロカーボンシティ宣言ということが問われているというふうに思っております。町としても、その宣言に向けて準備を整えておりますので、それには宣言するということは具体的にどんな行動をするのか、どんなアクションを起こしていくのかという、そういったプログラムがなければなりませんので、それを詰めた形でゼロカーボンシティの宣言を目指していきたいと考えております。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 そういった、今日町民の皆さんも異常事態というか、気候に対しては、異常になっているということは十分に分かっている状況の中だと思うんですね。そういった町民の皆さんと課題を共有しながら、持続可能な社会を継続していくということが、今回の後期計画にも盛り込まれているということだと考えておりますけれども、そういった、本当に今待った

なしの状況に来ているということを町民の皆さんにも訴えながら、一緒に取り組んでいただく取組を進めていくことが最も重要な時期だというふうに考えているところでございますので、そこら辺も含めてのゼロカーボンシティなりの施策につなげていただきたいと思います。

最後にお聞きしたかったのは、今回の計画の中で、別個計画の位置づけということで川西町地球温暖化対策実行計画というのがあったものですから、これは答弁に出された形で、今、進行中という捉え方でよろしいのでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 具体的な計画について、今、第3次で取り組んでおりますし、第4次でさらに前進させていくという考え方でございます。

○副議長 吉村 徹君。

○5番 時間なくなりましたので質問は終わりますが、ちょうど山形新聞の8日の日の新聞に投書欄がありまして、鶴岡市朝陽一小の6年生の子供さんが修学旅行で感じたことが載ってありました。その中の一文をご披露して終わりたいと思います。「人間が自然に刃向かった行為をすることで、異常気象などで人間が苦しむ。多くの命を守るため、異常気象を止めなければならない。それができるのは未来を生きる我々だ」ということで、小学6年生の方が投書していますけれども、こういった子供たちに、現世である私たちが引き継いでいく責任があるということをお訴えしながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時51分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○副議長 地方自治法第121条の規定により、選挙管理委員会委員長の出席を求めています。

○副議長 第3順位の島貫 偕君は質問席にお着きください。

島貫 偕君。

第3順位、島貫 偕君。

(6番 島貫 偕君 登壇)

○6番 皆さん、こんにちは。

一言、十四郷クラブ代表の島貫です。よろしくお願いします。

まず、1つ目は、町議選・町長選の平日投票についてであります。

選挙は大事であります。経費削減のために平日投票を行ってはいかがですか。

さきの飯豊町長選は平日行われました。町議選も含めて飯豊町では昭和50年代から取り入れられているとのこと。期日前投票制度もできて有効に活用されていると思っています。今の時期が大事だと思って質問に立ちました。といいますのも、次期町議選まで2年余り、町長選まで3年余りです。今、検討審議をいただきまして、検討期間約1年、周知期間約1年とすると、一番大事な時期だと考えます。

2つ目の理由として、このたび選挙管理委員会委員長も代わられました。新しく取り組む議題、話題として、よいタイミングだと考えます。併せて、投票時間も朝7時から、夕方といえますか、夜といえますか7時まで、1時間短縮も検討されたい。といいますのも、ある投票所では、夜7時、8時の時間帯の投票者の数、10人に満たないとの話もあります。選管委員長の見解を伺います。

2つ目は、スクールバスの民間委託についてであります。

先日の説明で、令和3年4月1日から民間委託を運用することですが、それまでの流れ、スケジュールを伺います。

というのも、今採用されている運転手が、まずバスが15台あるとして運転手が15人いるわけですけども、そのまま会社で働けるかどうか心配しているとの相談がありました。私が思うには、会社には会社のルール、就業規則があると思います。今までより時間が長くなったらとか、ほかの車の運転もするようになるとかです。今までのように午前約2時間、午後2時間とかということは考えにくいからです。本人いわく、駄目なら駄目で、ほかの仕事も考えることになるかもしれませんという話でした。今の世の中、コロナ、コロナで新しい仕事を探すにも簡単ではない。もちろんですね。そういう時期だからこそ、仕事を探す時間が欲しいとのことでもあります。なるべく早く周知されるよう、教育長の見解を伺います。

○副議長 選挙管理委員会委員長山口丈志君。

(選挙管理委員会委員長 山口丈志君 登壇)

○選挙管理委員会委員長 島貫 偕議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町議選・町長選の平日投票についてであります。本町の町議会議員選挙は、現在のところ統一地方選挙が施行される年の4月第3週または第4週の日曜日、直近では平成31年4月21日に執行しております。また、町長選については、現在のところ4月の第3週または第4週の日曜日、直近では今年4月19日に執行しております。

本町の町議会議員については、統一地方選挙の施行年、つまり、うさぎ年、ひつじ年、いのしし年に任期満了を迎えることから、この場合、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により、当該年の3月1日から5月31日までに任期満了を迎える地方選挙については、この臨時特例法に定められた月日で施行することになります。言い換えれば、現在の本町議会議員の任期が変わらない限り、町議会議員選挙を独自で平日投票にすることはできないところであります。

また、町長選については、臨時特例法によらず、任期が終わる日の前30日以内の中で、町選挙管理委員会の議決により選挙日を決定しており、日曜日を投票日として決定しているのは有権者の投票の機会を少しでも確保しようとの考えからで、多くの方が休日を取る日曜日を選択しているものであります。

議員ご案内のとおり、平日投票は山形県内では小国町と飯豊町で実施されており、小国町では小国町長選挙が本年7月16日の木曜日に告示、同21日の火曜日に投開票で執行され、投票率は84.7%と非常に高い数字でありました。また、飯豊町の飯豊町長選は無投票であったものの、本年10月24日の土曜日に告示され、同29日の木曜日を投開票日として執行されました。

さて、ご質問の本町の単独選挙である町議選・町長選の平日投票実施の是非を検討するに当たり、平成31年4月21日執行の町議会議員選挙を基準に経費の試算を行ってみました。試算に当たっては、平成31年の実績をベースに、土曜日を告示日、木曜日を投開票日として想定し、告示日の1日前から投開票日までを試算の対象とし、実績と同じ職員の時間外単価、従事人数及び従事時間で計算を行いました。

計算した結果は、約35万円、時間外手当が削減される見込みとなり、その内訳は、告示日前日から投票日前日で約12万円、投票日で約6万円、併せて、日曜日が投票日の場合に付与した代休未収得分約17万円が削減されるものであります。この要因として、平日と比較して休日では時間外単価が高くなること、また、投票日前日の投票所設置業務が業務時間内で行えるためであります。

先ほど申しあげました試算から、議員ご指摘のとおり、平日投票にした場合は選挙事務における時間外手当の縮減が図られますが、一方で課題も何点かあるところでもあります。

まず、1点目として、投票施設の課題が挙げられます。現在本町にある全14投票所のうち、第2投票所として小松保育所、第7投票所として美郷幼稚園をそれぞれ利用しておりますが、平日投票となった場合、これらの施設の利用が難しくなります。令和2年12月1日現在で、小松保育所は1,636人、美郷幼稚園は1,809人の有権者がおり、同程度の代替施設を確保する必要がありますが、両施設の周辺には投票所として使用できる適当な施設がほとんど見当たらないのが現状であります。

次に、2点目としては、投票管理者及び投票立会人の課題があります。本町では、公職選挙法に基づき、有権者の中から全ての投票所に投票管理者1名、同職務代理者兼投票立会人1名、加えて、投票立会人2名を選任しております。これらの方々は平日には仕事をしている方も多く、平日投票となった場合には新たに人選をする必要があります。しかし、実際のところ、高齢化や様々な勤務体系の理由により、現行の日曜日の投票日であっても人選に苦勞しているのが現状であり、平日投票ともなれば、さらに困難さを増すことが予測されます。

最後に、3点目として、役場内の業務遂行についての影響であります。投票事務については、主査級以下の職員から53名を選任し、主査級職員については各投票所に1名、それ以外の職員については各投票所に1名から4名が従事することとなります。平日投票とした場合、これらの職員が不在となり、役場として通常どおりのサービス提供に支障が出るものが予測されます。また、このことにより、選挙事務従事者以外の役場に残った職員に負担がかかり、選挙時不在の職員のカバーリングのために投票日に時間外勤務が増えてしまうのではないかと懸念もあります。

また、先ほど申しあげましたとおり、本委員会としては、有権者の投票の機会を確保することを前提に日曜日を投票日として選択しており、本町において平日投票に切り替えた場合、混乱なく定着するまで相当の時間を要することが予想されます。

したがって、有権者の投票の機会を少しでも確保するといった視点から、町の単独選挙においては今後も引き続き日曜日を投票日として設定していきたいというふうに考えております。ただし、今後の選挙制度や社会情勢の変革に応じて、より有権者が投票しやすい環境を整備していくため、今後も引き続き情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、次に、投票時間についてであります。現在本町の投票所は、公職選挙法に基づき、14か所全てで午前7時から午後8時まで開所しております。一方、同法の中では、

選挙人の投票の便宜のため、選挙人の投票に支障を来さないと認められた場合には、投票所の開所時間を2時間以内の繰上げもしくは繰下げ、閉所時間の4時間以内で繰り上げることができるというふうにされています。昨年7月に執行された参議院議員通常選挙においては、県内789か所の投票所、そのうち約34%の271投票所で2時間以内の繰上げをし、13の市町村は全ての投票所の投票時間を繰り上げる一斉繰上げを実施しておりました。

本町の投票時間に目を移しますと、議員ご指摘のとおり、午後7時以降の投票者は決して多くはなく、昨年の参議院議員通常選挙において、投票者が5人以下の投票所は6か所、うちゼロだった投票所が3か所でありました。さらに、平成28年の町長選以降5回の選挙の投票状況を見ますと、第11投票所の朴沢部落公民館については、全ての選挙で午後7時以降の投票者がゼロ、第9投票所の中程集落センターでは、昨年度の参議院議員通常選挙を除いて、ほかはゼロという結果でありました。

また、かねてから玉庭地区の投票管理者等から、投票所を午後7時までにしてほしいというご要望をいただいたこともあり、当委員会としても検討を進めていたところでありましたが、去る10月30日に玉庭地区の自治会長の方々と意見交換をさせていただき、12月1日の町選挙管理委員会において、今回の山形県知事選挙から玉庭地区の3投票所の投票時間を午後7時まで繰り上げることを決定した次第であります。

ほかの投票所においても、そのようなご要望がありましたら柔軟に対応していきたいと考えておりますが、町内各投票所において午後7時以降の投票者が10人以上いるところもあり、投票機会の確保を図る観点から、全投票所の投票時間繰上げについては慎重に判断していくべきものと考えております。

また、先ほどありました、議員ご指摘のとおり、現選挙管理委員会は、今年から新たな委員体制となりました。選挙の公正な執行はもとより、現代の実情に応じた投票環境の充実を図ることへの議論も進めてまいります。今後とも、有権者の意見を取り入れながら、公正な選挙執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、島貫 偕議員のご質問のお答えとさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 島貫 偕議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの民間委託について、その周知についてでありますか、スクールバス等の民間委託については、運行の安全性を高め、継続的な業務遂行等を考慮し、豊富な経験と技能

を有する事業者には運行業務を委託するため、公募型企画提案方式（プロポーザル）を採用し、事業者を選定することといたしました。

10月1日より実施要領、仕様書を公表し公募を行い、応募があった事業者から11月25日にスクールバス等運行業務に関わる提案をいただき、最優先交渉権者を決定したところであります。

また、スクールバス等の民間委託を進めるに当たり、保護者や運転手及び事務補助員の方に運行業務委託について説明したところでありますが、運転手の雇用については事業者に委ねられることとなります。提案説明を受けた中で、現在の運転手の雇用についても前向きに検討したいとの考えをお聞きしておりますので、運転手の方々を紹介していきたいと考えております。

今後のスケジュールであります。事業者と仕様書等の詳細を協議し、契約締結交渉を進め、令和3年4月1日から委託運行を開始したいと考えております。また、このようなスケジュール等について、運転手の方々にも周知していきたいと考えております。

以上、島貫 偕議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 まず、選管の委員長には丁寧に説明をしていただきまして、ありがとうございます。

それで、私の単純な、金のない町ですから、平日にやって経費を軽減しましょうと申し上げたところでありますが、参考までに私も積算表をもらっておりますので、ちょっと話してみたいと思います。

単純に平日にやると、メリットは、1回の選挙688万かかっているようですが、残業代軽減になるだけで、投票を苦勞して印刷費、通信運搬費、ポスター掲示場、それは日曜日でやっても平日にやっても変わらないと。変わるののは残業代だけ、休日残業が平日残業になるだけ、若干35万であります。ただ、町長選と町会議員、4年に1回、合わせて2回あるわけですから、それを足すとどうなるかと。経費面から問題を想定したわけですがけれども、選管の委員長のように、投票所の数、1,000人ぐらい入る投票所の場所、いろいろ問題があるということで、メリット一つしかないのに、デメリットが3つぐらいあるようですね。それで平日にするというようなことは国会を解散するより難しい、そういうようなことでアドバイスをいただきました。私ぐらいの町会議員を2か月ぐらい前に平日選挙にするために解散しようとは思っていません。そっちのほうが、はるかに無駄でございます。

ただ、選管の委員長に分かっていただけたと思っておりますけれども、投票時間の繰上げに

については、まだゼロのところもあるということでお認めいただきました。それで、今後の展望ですけれども、投票時間の繰上げについては、マイナンバーカード、国策ですけれども、自治体の手続とか健康、年金とか、ITを利用して進められるようですから、これからはタッチパネルで、Aさん、Bさん投票で、イコール集計表なども簡単にできるような時代が来るのかなと、そういうような見解をしております。もしかすると、どこかの町でなっているかもしれません。そういうことで、先ほど言いましたけれども、入場券の配布、投票用紙とか、省略できるものが今後出てくるかもしれませんというようなことを考えております。ということで、私から言うと、大体85点ぐらいな答弁いただいたと思っていますから、再質問はしません。

ただ、町長、私は原案のとおり町長ということで質問したつもりだけでも、何だか私としゃべるのは嫌になって選管の委員長が来たかなって、そういう冗談は申し上げませんが、この考え方、平日投票についての町長なりの考え方を一回伺っておきたいと思います。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 町議会選挙の仕組みについては、統一地方選挙であるということで、島貫議員にはご理解賜ったのかなというふうに思います。

また、町長選挙については、変更は可能、平日選挙実施可能というふうに捉えているところではありますが、より投票しやすい環境というのがどういうふうにつくられるのかということで、今まで慣例で、日曜日が一番人が出やすいだろうということで投票が設定されてきたということで、それも選管の委員長からご報告、答弁あったとおりであります。

平日選挙にどういうふうに考えますかということでありますけれども、私からどうこうということはないのですが、期日前投票がかなり進展してきたといえますか、浸透してきたということで、3割近くが期日前投票になりつつありますし、土日を含めということになれば、期日前投票がもっと増える可能性もあるんだろうなというふうに思います。いかんせん、その割に経費がそんなに圧縮にならないということでありますので、そこら辺のところは今後、電子投票の話も出ましたけれども、時代の変化に合わせて投票環境、選挙というのは住民の皆さんの民意といえますか、そういったものが判断されるわけでありまして、世の中の変化に合わせて柔軟な対応が今後とも求められてくるかなと思います。私としてもさらに勉強させていただきながら、より投票率が上がるような対応を考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

時宜を得たご質問いただきまして、ありがとうございました。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 次に、スクールバスの民間委託についてでありますけれども、私の考えの及ばないところで、業者を決めるに当たっては指名競争入札どうかといいますが、問題の前に先に教育長に伺います。

決めるに当たっての公募型企画提案方式というのは、私なりに理解しているけれども、間違っていると、おめえかばだなど言われそうな気がしますので、内容、どのようなことですか、指名競争入札とここが違うとか、そういうことを説明いただきたい。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

入札等の方法で決定する場合は、金額のみで決定という形になります。ここに記載しておりますプロポーザル方式と申しますのは、こういう事業をやりたいんだけど、その事業のやり方あるいは考え方、取り組み方について、それぞれの事業者から提案をしていただく。こういうふうなものについては、こういうふうに対応していきたいとか、こういうふうに行っていただきたいとか、安全性はこうやって確認していきたいとか、そういった、価格だけではなくて、この事業を行っていく上で必要になるようなことを、その事業者から直接お聞きすることができるということで、今回の運行については、そういった安全性の確保であったりとかが非常に大事になりますから、価格面だけではなくて、そういったところについても審査あるいは事業者の意見を聞きたいということで、この方式を取ったところでございます。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 そういう形だというふうなことは理解しましたが、もう2つほど、何社応募されたんですか。これを見ますと、最優先交渉権、これは町内業者ですか、町外業者ですか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 最初のご質問である何事業者が応募したかというのは、結果的には1事業者の応募となったところであります。

それから、ここで言う最優先交渉権者については、本店を米沢市に置く、実際は高島のほうでも営業されている高島にお住まいの事業者の方になります。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 私が大体聞いているようなことであります。だから、それで問題なんですよ。町の事業を、何で町外にやるんですか。結果的に私から言うと、商工会の発展とか地元企業の育成なんていうことにならないじゃないですか。もともと、何のためにスクールバスの民営化、

本来町内の業者とか運行されるものということで考えておりましたが、こういうような結末になるのかなというようなことは、これは想定外です。

例えば、名前もありますけれども、場所が場所ですから遠慮しますけれども、米沢の業者というようなことを聞いております。そういうようなことになると、バスの修理の面、町内業者で整備した吉島のバスは吉島の整備会社でやっていた。例えば、幾らもうかるかは分かりませんが、町外業者になってくると、税金の問題、法人税とかそういうようなのは、単純に町として収入減というようなことが見込まれます。

改めて、教育長に伺います。何のための民間委託ですか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ここにも教育長が答弁申し上げましたとおり、運行の安全性を高め、継続的な業務遂行等を考慮し、このたび運行委託をしたいというふうに考えたところでございます。

また、事業者の説明の際に、あるいはこちらからの質問という形で、今回事業実施するに当たっての考え方をお聞きした中で、事業者の方からは、町内に営業所を設定したいというようなお言葉があったところでございます。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 再度質問いたします。

スクールバス民営化というようなことを想定した場合に、例えば町内業者、整備会社、タクシーの運行会社、そういうことは想定しなかったんですか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 初めから町内の業者を指名しないと、そういったものは一切ありませんでして、広く町内、町外も含めて公募をさせていただいて、結果としてこのような形になったということで、初めから町内の業者を選ばないとか参加を認めないと、そういったものは一切ありませんでした。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 ですから、私は、住んでいるところが川西町の東端のほうだと思っています。西側、小松町内、新しい庁舎を西日を見て生活しております。

もう一度申し上げます。こういう結果になると、残念ながら商工会、町内業者に15台ぐらいなバスでさえも運行できる会社がないということですね。あまり申し上げると、さっぱり楽しくない、税金はどうされているのかというようなことばかり考えると暗くなります。

今の流れ、大体お聞きしましたけれども、最後にすみません。4月1日までに決めたいと

ということですが、運転手は気をもんでいますよ。いつをめどにして進められるんですか。運転手にも周知、周知と言われてはいますが、この段階で2月いっぱいどうかって、何か数字は出てこないんですか。

○副議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 今回島貫議員からご質問いただき、さらに運転手の方々のお気持ちもお察し申し上げということで、まずは事業者の方が運転手の雇用主ということになりますから、この事業者の方ときちんとお話をして、できるだけ早く運転手の募集等の動きを促していきたいというふうに思っております、今のところ事業者の方といつまでという形のお話が済んでおりませんので、この場では速やかに、できるだけ早くそのようなことを進めていきたいというふうに考えているということでございます。

○副議長 島貫 偕君。

○6番 大体分かりました。本来は質問書もかなり前に出しておいて、いろいろ内部で検討されて、12月末は別として、1月中とか2月上旬というような言葉を聞いたかったですけれども、まだ進んでいないということですから、先ほど冒頭に申し上げましたように、今働いている運転手はやきもきするばかりだと思っています。今考えていますけれども、一般質問の結果、さっぱり役立たないなというようなので、何と説明したらいいかと思っ迷っているところであります。

大分時間がありますけれども、選挙について、スクールバスについて、私の申し上げたいこと、お聞きしたいことを伺いました。これで終わります。

○副議長 島貫 偕君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時からといたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(午後 1時41分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

○副議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

高橋輝行君。

第4順位、高橋輝行君。

(12番 高橋輝行君 登壇)

○12番 どうもよろしくお願ひします。同僚議員からいろいろ質問ありまして、それを聞かせていただきながら、それぞれ立場立場でやっぱり勉強しているんだなということで、私も参考になることがいっぱいございました。

私は、今回提案されておる総合計画でありますけれども、ご案内のとおり、川西町の第5次総合計画、5年間終わりました、その後の5年の後期の分の見直しの提案が今回出されております。その内容について、第5次総合計画を基にしながら質問をいたすところであります。

さらに、具体的に人口問題を基本に、データを基に推計ということになりますけれども、出された計画に基づいて原田町長はまちづくりを進められるわけですし、我々もそれをよしとすれば、それに向かっていくということで、これは共通認識を持っていかなければならないと思うので、質問いたしたところであります。前段、そのイメージ的なところをまず申し上げたいと思います。

さらに、何回かの議会でも、ちょっと分かったふりして申し上げた経過がありますけれども、総合計画については、議会の議決は以前はあったわけですが、その後、地方自治法の改正によって、いわゆる規制緩和という言葉が当てはまるかどうかであります、自治体の考え方で必ずしも議決はしなくていいんだというふうに改正されておるようであります。しかし、我が町は、原田町長が当選されて一番先つくった条例になりますか、まちづくり基本条例、これが原田町長の初心というか、一丁目一番地の基本の条例だったと思います。この中に明確に17条に、何回も申し上げますが、この内容の基本構想と基本計画両方の議会の議決ということで、地方自治法では、繰り返しになりますが議決は要らないということですが、川西町は条例の中で、まちづくり基本条例の17条に明確に基本構想、基本計画の議決必要だというふうに確認しているわけであります。

また、もう一つ、平成25年でありますけれども、振り返ってみますと、川西町の議会の基本条例というものもありまして、この中の10条にも、基本構想と基本計画の変更等、あるいは内容について議決が必要だということで、まちづくり基本条例と、私どもが確認しておる議会基本条例、この2つの中で、言葉で言えば縛りをかけながら、上位法では議会の議決要らないということですが、議決必要だということにしておる経過はご案内のとおりであります。

でありますから、今回提案し、議決の賛否を執るということになるわけであります。この

ような解釈ですが、この辺は、間違っておれば、原田町長に後でご訂正などをお願いしながら、教えていただく場面もあればお願いをしたいと思います。

ちょっと余計な話になりますけれども、私も諸般の事情というか、選挙違反で5年間の公民権停止となりますと、同僚議員にも申し上げましたが、5年というのは、淀 秀夫議員もよく言葉にされることですのでけれども、浦島太郎といえますか、そういう内容かということで、5年前については私もその当時議員でありませんでしたので、かみ合わない部分などあれば、勉強しながら私なりの考え方を申し上げて質問させていただきたいと思います。

通告しております内容について申し上げたいと思います。

改めて申し上げますが、十四郷クラブの高橋輝行でございます。よろしくお願い申し上げます。

第5次川西町総合計画後期基本計画についてお尋ねを申し上げます。

前段申し上げましたとおり、これまでの総合計画については、議会の議決が義務づけられておりましたけれども、国の地域主権改革の下、2011年（平成23年）5月に地方自治法の一部を改正する法律というものが公布されまして、基本構想の法的な策定の義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、先ほど申し上げましたとおり、町の独自の判断に委ねられることになった、これが平成23年のようでございます。

本町は、今申し上げましたとおり、議会の基本条例及びまちづくり基本条例の議決を求めるといふ決議をした経過がございます。今回、提案が予定されている、既に提案されておりますけれども、総合計画の後期基本計画の見直しであります。ぎりぎりまで所管課長の針生課長からもレクチャー受けたわけではありますが、10年計画の5年が終わって、その5年のものが今回の内容だということで、それに対する私の質問でございます。

平成27年（2015年）12月に策定された川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを持ってくるわけで、後でまた質問申し上げたいと思いますが、併せて、そこでは本町における人口減少は加速的に進んでいると。そこで、人口減少対策を盛り込んだ川西町まち・ひと・しごと創生が正式に決定され、総合戦略でございます。中長期的な視点に立って地域課題の解決と活性化に取り組むことということで、ここで総合戦略というものがまた別にあるんですが、これは再質問の中で確認しながら勉強していきたいわけではありますが、できるわけがあります。これと、いわゆる総合計画との合体したものであるということで、非常に私も理解するまで迂回などがありました。後で再質問の中でお聞きしたいと思います。

総合戦略、その中で今後予想される人口問題に限り、今回質問をいたしたいわけですが、

人口の変化が地域の将来や町の財政に与える影響の分析、考察、そういうものを明らかにされていると思うのでという質問でございます。

次ページにいきますけれども、そこで、幾つか質問いたします。

まず、基本となる、先ほど来申し上げております第5次川西町総合計画、平成27年につくられた内容についてですけれども、そこで、①として、総合戦略というものが平成30年に改定されているということで、その辺の絡みを整理しながらお尋ね申し上げたい。先ほど申し上げましたとおり、総合計画の後期の分と、また一つ総合戦略というものがあるわけで、その内容の質問でございます。不明な点は再質問ということで、申し上げたところです。

次に、今回計画されている後期基本計画、何回も申し上げておりますけれども、その中で、主に人口分析について今回は質問をいたしたいということで通告しておるところであります。

この内容を見ますと、人口の分析について、国勢調査がございます。そのほかに国立社会保障・人口問題研究所の推計というもので、平成24年と29年の二通り出ているわけです。そのほかに、ウとして、R2人口ビジョンというのが、これが今回提案されている第5次総合計画の後期の分の人口ビジョン推計、目標というものを示しておるわけで、ここが今日の1時間与えられた中での質問の主たるものになります。出生率あるいは合計特殊出生率等々という数字がいろいろあります。私はこの数字が非常に甘いのではないかとということで、ここで結論的に通告を申し上げたところで、その辺は追って数字を示しながらお尋ね申し上げたい。つまり、信頼性、信憑性ということまではちょっと言い過ぎかもしれませんが、数字をもって再質問させていただきたい。

目指すべき将来の方向性について、2040年、先のようにありますけれども、今2020年ですから、20年後のビジョンは1万2,000人というふうにこの計画では提案されているわけで、それらについて再質問しながら、先ほど申し上げた国の人口問題研究所の推計と、本町の提案されているデータを基にしながら再質問していきたい、そういう内容でございます。

②として、目指すべき将来の方向でありますけれども、提案されておりますけれども、今回新たに交流・関係人口、この言葉、さっき担当課長からもレクチャー受けたんですが、探せなかったんですが、交流・関係人口のさらなる拡大を目指すというふうにありますけれども、これは最初からあったのかな。昨日、どなたの質問でしたか、寒河江議員の質問かな、いわゆる里の暮らし関係で、交流人口、交流人口って非常に原田町長が申されているわけで、私は交流人口と、答弁書どうなっているかちょっと分からないんですが、人口が減るからそれを増やしていくということと別物でないかなというふうに思うんですが、交流人口という

言葉で何か新たなまちづくりを——それぐらいにとどめておきましょう。あまり余計なことを言うかね。その辺の人口減少の歯止め策と、交流人口・関係人口を増やしていくという施策とは、別物でないかということが、この内容の質問の趣旨です。

③になりますけれども、基本構想についてという、構想であります。もっと丁寧な説明ですけれども、町民にのるまちづくり委員会なり議会なり、あるいは様々な団体に説明しておるようでもありますけれども、もっと分かりやすく丁寧な説明が必要でないのかというのが、この質問の内容であります。後期基本計画を策定するに当たり、町民の意見というものをどのように反映されているのかということを通告いたしたところであります。

非常に、何しろ大事な基本中の基本だと思ったので、今回変更の提案されておるので質問いたしたところであります。足りない分は再質問で、先ほど来申し上げましたとおり、5年間のブランクがありますから、つくられた議決のときに私は議員でありませんでしたので、もう一回振り返ってお尋ねしながらという内容の質問でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えします。

初めに、第5次川西町総合計画後期基本計画についての1点目、総合戦略の2018年(平成30年)5月の改定内容についてであります。平成27年度に初めて策定した川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画期間が27年度から5年間でありましたので、計画期間の中間年度である平成29年度の実績を踏まえ、行政評価と併せ中間検証を行ったところであります。

基本目標に向けて推進するため、1つのリーディングプロジェクトと4つの主要プロジェクトを設けております。目標とする水準を示す数値による指標は主要プロジェクトに設定し、それぞれのプロジェクトを構成する戦略ごとに、合計36の重要業績評価指標(KPI)を設け、4つの主要プロジェクトごとに、その進捗状況を数値で表す数値目標を7指標設定しております。

平成30年5月の改定では、指標自体の内容や目標値の妥当性の検証を行い、既に目標値を超えているものをはじめ、指標として、より適切なものがないか等の視点の下、新たな目標値や指標の検討見直しを行ったところであります。

その検討見直しを行ったものを幾つか申し上げますと、地域活性化プロジェクトに設けた

畜産算出額（みなし）は、計画では平成31年度目標値を7億円としておりましたが、平成29年度実績で13.1億円を達成していることから、目標値であるK P Iを13.5億円に引き上げました。また、移住・定住促進プロジェクトの転出抑制効果（住宅施策による）の平成31年度目標値は、5年間の累計40人としておりましたが、平成29年度時点で59人を達成していることから、こちらもK P Iを5年間の累計で85人に引き上げました。そして、女性が活躍するまちづくりプロジェクトでは、ファミリーサポートセンター年間利用者数としていた指標を、個別計画である川西町子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り、ファミリーサポートセンター年間利用数に改め、平成31年度目標値であるK P Iを25件と設定いたしました。

このように、K P I値を改めたものは5指標、K P I評価項目を適正に改めたものが12項目（一部にK P I改定との重複があり）となりますが、なお、地域活性化プロジェクトの畜産算出額（みなし）のK P I値を改定したことにより、当該プロジェクトの進捗状況を表す農業算出額（みなし）の数値であります。数値目標が平成31年目標値の61億円から67.5億円に増額となって、主要プロジェクトを単位とする数値目標7指標中、1指標を改定しております。

新たな指標の設定や目標値については、担当各課の意見等を集約した上で、川西町総合計画策定連絡協議会において検討を行い、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映し、改定したものであります。

次に、人口の現状分析についてであります。まず、人口ビジョンと総合戦略の関係性について申し上げます。

東京一極集中が強まり、地方における人口減少が少子化等によって加速する流れを受けて、国と地方が共に克服していくために、国では平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定し、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を長期ビジョンに表し、そして2015年度から2019年度の5か年の政策目標及び施策を総合戦略として策定しました。その上で、地方に対し、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を求めたものであります。

このように、総合戦略の位置づけは、加速する東京一極集中、地方の人口減少、地方経済の疲弊等を克服し、2060年には日本の人口1億人程度とする目標に向けて、国と地方が連携し、集中的な対策を取るとするもので、そのために、「まち」（地域社会）、「ひと」（地域社会を担う人材）、「しごと」（多様な就業機会の創出）の創生に特化した取組をどのように推進していくのか処方箋とされており、そして人口ビジョンは総合戦略と一体とした位

置づけとなっております。

本町においては、平成27年度に川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略と、その策定に資する人口ビジョン（2040年の人口目標1万2,000人）を策定いたしました。国は、当初5か年としていた国の総合戦略を延長する措置を令和元年に決定したことにより、地方においても同様の対応が求められたため、本町では、本年策定を進めてきた、かわにし未来ビジョン後期基本計画に包含する施策横断のプロジェクト部分を第2期総合戦略に位置づけて策定作業を進めてまいりました。

議員からの2040年（令和22年）の定住人口目標1万2,000人は厳しいのではないかとのご指摘については、国の長期ビジョン及び総合戦略から5年余りが経過し、国・県、そして本町においても様々な施策を展開しているところではありますが、国から提示された国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現在でも同じく危機的な状況が続いているとの見解が示されております。そこで、本年第2期総合戦略を策定するに当たり、本町の人口動向分析、将来人口推計についても再度検証を行ったところでもあります。

本町の人口ビジョンにおける将来人口推計等に関しては、令和元年12月に内閣府地方創生推進室より示された、地方人口ビジョンの策定のための手引きに基づき策定したものであり、総合戦略に掲げている2040年度人口目標1万2,000人とした推計値は、平成27年国勢調査の結果を踏まえ、基準値となる本町の人口を1万5,751人とし、国から提供された人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート、及び地域経済分析システムを活用した推計を行い求めたものであります。

ただし、この総合戦略の目標値は、転入・転出による増減をゼロと仮定した数値であり、現実的にはかなり厳しいものであることは認識しておりますが、持続可能なまちづくりを実現するためにも、あえて高い目標を掲げ、目標達成に向けた創意工夫により効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、目指すべき将来の方向性についてであります。さきに申し上げました令和22年の定住人口1万2,000人の目標に向け、社会減対策と対応に重点を置き、取組を進めてまいります。

現在、コロナ禍の影響もあり、都市から地方へ田園回帰の潮流が高まっていると言われており、本町においても、都市一極集中型からテレワークやオンライン化等を活用した分散・ネットワーク型への社会的構造の変化に機敏に対応し、転入促進等に向けた取組を進めてまいります。

また、人口減少は避けることができないという前提の下、多様な交流事業や観光に訪れた方々に対し、川西町への認知を深めていただき、川西ファンを増やす取組とともに、自らの出身地や過去の勤務地等の縁から、本町と多様に関わりを持って応援いただける方々等による関係人口の今後一層の拡大が重要であると考えております。この交流人口から関係人口、さらには本町への移住・定住人口へと発展させていくことが必要であり、ふるさと納税をきっかけに本町に関心を持っていただく取組や、やまがた里の暮らし推進機構等が行っている諸事業を通して充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、基本構想についてであります。基本構想は、10年間を計画期間とする本町の振興・発展等を目的とした町の総合計画の根幹をなすものであり、本町の目指すべき大局的な方向性を示すものであります。現在進行中の第5次川西町総合計画は、かわにし未来ビジョンとして令和7年度までの基本目標を定め、分野別に施策の大綱を示したものであります。その方向性は今も変わらないとの認識から、基本構想については継続するものとし、社会情勢の変化等に対しては、前期5年、後期5年の基本計画において、よりきめ細やかに対応することとしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、後期基本計画を策定するに当たり、町民の意見をどのように反映しているかについてであります。本年の年明けから明らかになったコロナ禍の中で、各地区並びに各団体、関係者の皆様にはご負担をおかけしましたが、可能な限りご意見等を頂戴するよう努めてまいりました。

計画策定に当たり、まちづくり委員会で施策評価及び主要プロジェクト評価等をいただいた上で、地域づくり連絡協議会における各地区交流センター長等との意見交換会をはじめ、全地区でふれあいトークの開催や有識者との意見交換会等、様々な機会を通して町民の皆様からご意見を頂戴してまいりました。また、まちづくり町民アンケートを実施し、広く町民の皆様から意見を頂戴する機会を設けるなど、意見集約に努めながら後期基本計画反映させていただいているところであります。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 確認という言葉が妥当かどうかですが、先ほど申し上げました、まず最初に、ベースとなっているまちづくり基本条例、議会の基本条例、これに基づいての今回議第87号という提案ですが、この条例の下に提案すると、こういう内容の進め方だという理解はいいんですか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 高橋議員もご理解いただいていると思いますが、以前は川西町振興審議会条例がございまして、それをまちづくり条例に衣替えをするといえますか、廃止して新しく制定させていただきました協働のまちづくりということでありまして、その中に、地方自治法がありましたので、総合計画の条例内の中で議決をいただくということを盛り込まさせていただいたところでありまして、ご認識のとおりであります。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 前段申し上げたとおり、いっぱい通告すると長々と答弁書かれるものだから、あまり書かないで、再質問で小刻みにちょちょっと資料、それなりにあるものの中で質問してまとめたいと思っているので、あまり余計なこと言わないで、「ほだ」か「ほんね」かだけ、ひとつお言葉いただければ大変分かりやすいと思います。

もう一回振り返ってみますと、これの内容の一番最初に人口動態というものがありまして、これには2040年は1万2,000人、西暦ですね。2060年は1万人を維持ということの予想をされております。先のことだから誰も分からないといえ、それまでですけども、一つのやり取りですから提案されております。そして、2060年以降は9,000人ということです。これをベースに、これは動かさない、構想は。そして具体的な基本構想は今言ったもので、人口ですよ、人口だけでいきますから。基本計画の部分だけを後期の5年分制定しようということですよね。この中では、繰り返し申し上げますけれども一番大事なところなので、2040年には、今2020年ですから20年後には1万2,000人、これが一つの今日の一番ポイントだと思うんですが、1万2,000人、2040年ね。所管課の課長がおりますので、今日現在の町の人口は幾らですか、何人になりますか。

○副議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 本日現在というのはちょっと分からないので、令和2年11月末現在の人口でお答えいたします。

1万4,737人となっております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 1万4,737人、1万5,000人を切っているんですね。これは役場に来ますと、玄関の入口に丁寧に人口の数字が示されております、この数字ですと。

そこで、1万2,000人、2040年に。今現在は1万4,737人、今回提案されている後期計画、これは総合戦略とダブりの部分ということで、そういう提案ではありますが、まず総合計画で

すからね。提案は、町長言うとおりの見直しはされているものの、1万4,927というところからの出発なんですよ。既に190人、今現在、佐藤課長からあったとおりの1万4,737でしょう。この後期計画の提案は1万4,927なんです。ですから、今現在で190人ということですが、1万から言わせれば、190ばり、大したことないといえば、推計だからですけども、実質的なベースとなる最初の人口の数字が減っているわけですよ。この辺はどういうふうに、先ほど推計と言われましたけれども、どういうご認識ですか。事務方でもいいですよ。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回、後期基本計画を策定するに当たり、今年に入って策定作業を始めてまいりました。

併せて、総合戦略、そして総合戦略に資する人口ビジョンも再検証を行ってまいりました。ご案内のとおり、その算定に用いる数字は、今ございましたように、リアルタイムで基礎数値を取り入れることはなかなかできないものでございまして、今回総合戦略に資する人口ビジョンに用いました数字というものは、2015年、前回の国勢調査結果を用いた積算でございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 町長、国勢調査の数字が間もなく出るわけですか。これはまだ間もなくでしょうけれども、佐藤課長からあったとおりの人口の問題ですから、何か重箱の隅をつつくような質問をしようと思わないんですけれども、まず、今、針生課長からはリアルタイムでできないというふうに申されましたけれども、それでは、2015年の国勢調査の数字、幾らですか、人口——いいです。これは1万5,751人、出ているんですよ。人口ということで通告しているわけですから、それぐらい、5年に一遍の国勢調査の数字ぐらいは、ちょっとメモお願いしますよ。2020年の国勢調査の数字は出ておりませんが、また繰り返し戻りますが、今現在1万4,737だと。恐らくこんな数字でしょう。5年前の2015年は1万5,751人なんですよ。さらに5年前は1万7,313人なんです。

ここで町長、お尋ねしますけれども、今回の後期計画の中に、国のというふうに町長申されましたけれども、国の機関は何という機関なんですか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 内閣府であります。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 具体的な名称は国立社会保障・人口問題研究所というところと。社人研、これはど

こでしたっけ、針生課長。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 略称して社人研という呼んでいるものは、社会保障・人口問題研究所でございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 今、課長が言われたところなんです、社人研という。この数字を本町は——本町はというより、国全体の見通しも出されていると思うんですけども、国の話でないですから、町の話ですから、それが27年の最初の、また戻りますけれどもこの計画、1万2,000つて、2040年の。これをベースにしたものなんですけれども、今回新たに、いわゆる略称で申し上げますが社人研、社人研究所と言っているのか、そこの見直しの数字を出されているわけですけども、これは十分ご存じだと思うんですが、そういう認識でいいんですね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 人口予測をするに当たりまして、様々なパターンを示しながら国のほうからその考え方を示されましたので、我々はそれを踏まえて計画をつくらせていただきました。根本にあるのは、日本全体が人口減少社会に入っていくということで、1億2,700万の今の人口が50年後には8,000万を切るというふうなことで、人口減少が極端に進むことに対して、何とか1億人を維持するというところで人口ビジョンが立ち上がっておりますので、それに示された内容を踏まえながら町としての推計値を出したところであります。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 だから、町長、国の全体の人口減少を基にした、同じところの研究所で出している数字ですから、そのケースを使いながら出している、それは分かりますけれども、ただ、出されているもの基に議論をしなければ、これは出せということだから出した、つくれということだからつくったと、こういうことでないんでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 国のまち・ひと・しごと創生法に見合った形で、国としての総合戦略、さらには人口ビジョンが示されておまして、それを地方団体にも同じような形で川西版の総合戦略並びに人口ビジョンをつくるように指示されましたので、それにのっとって取り組んだところでございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 私、一番大事なものは、指示を出されて、つくれと言わっちゃからつくったんだと。

ちょっと荒っぽい表現ですけれども、そういうことではないんでしょうと言っているんだけど。つくる以上は、あらゆるデータなり計画なりを基にして、何ぼでも下がる歯止め策として、メディカルの事業があったり、町長が言う役場を建ててみたり、それが魅力あるまちづくりが定住になるんだと、こういうことで真剣にこの計画に向かっていくんだと。原田町長言うには、何か聞きようなんですけれども、出せと言われたから出したんだと。社人研の推計で出されたものを当てはめただけであって、あくまでも推計だということであれば、議論も何もできないわけで、これに向かって進めていくという不退転の決意だと、こういう理解がなければ、質問やめますよ。とにかくこれに向かっていくんだということで、あらゆる努力をしていると、こういう理解でいいんでしょう。そこだけお答えください。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 町の、何もしなければという前提ですれば、先ほどあったように、40年後には1万を人口で切るという厳しい数字も表しております、それを何とか乗り越えるために、地方創生に基づきまして町の活性化を図り、人を呼び込むと。何とか1万2,000の人口規模を確保していくという計画をつくっているところであります、それに向けて努力していくということでございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 そういうお話であれば分かるわけで、そのために原田町長が先ほど申された関係人口という考え方で、昨日ですか、寒河江 司議員の里の暮らし機構関係、私は寒河江議員と同じような考え方で、もう一步踏み込んで、毎年1,500万なんていうのは無駄でないかという考え方になるわけで、10年で1億5,000万でしょう。しかし、そういうものも一つとして、関係人口から移住・定住、そこに結びつけていくんだ、こういう考え方でしょう。ですから、これから里の暮らし機構はまだまだ大きくなっていくんです。そのことはまたいいです。そういう考え方でいいんでしょう。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 今、過疎問題の中でもいろいろ議論させていただいておりますけれども、人口減少というものは避けられない。その人口減少を克服するために、川西町とつながりのある関係人口を拡大しながら、川西を応援していただいたり、また、川西で活動していただくような人を増やしていくということがこの理念でありまして、今後とも関係人口というのを今後拡大するように努めていきたいなと考えております。その一つの役割として、里の暮らしが今まで担ってきたことも評価していきたいなと考えております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 私は、評価は低いんです。そのことはまた折に触れて、また数字に戻ります。当初総合計画の最初の出発の数字から、繰り返し申し上げませんが先ほどのような、今現在、言うなれば推計、見通しが狂ってきているわけですよ。さらに戻りますけれども、2040年の話に戻ります。今回、総合計画の後期の中で、2040年は出生率関係の数字、どういうふうに見ているんですか、お尋ね申し上げます、所管課長に。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回算定に用いました出生率、これは算定に用いましたのは合計特殊出生率という数値でございますが、シミュレーションに使用したものは、2020年には1.6程度、2030年以降は1.8程度としておりますので、ご質問の2040年を申し上げますと、1.8程度としてシミュレートしたものでございます。

今のシミュレーションをしました推計値でございますと、本町の人口は1万2,019人でございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 それ、町長ね、今申し上げたとおり、最初の計画の1万2,000といったときの2040年の推計は1万2,745なんです。今回見直しをして、そして出しているのが、今、針生課長からあった1万2,019人、この差は726人というふうになるわけですが、しかし、先ほど、また戻りますが、国の社人研の数字はもっと厳しく言っているんですよね。ところが、社人研の推計は、私はまんざらでもない、あくまでも推計ですけども、数字だと思いますが、ちなみに、社人研の新しい平成29年の数字、課長お持ちならば、2040年の数字、お答えください。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今のご質問でございますと、平成29年度に社人研で推計した数字で申し上げますと、推定人口、2040年時点では8,869人となっております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 今あったとおり、提案されている人口のビジョンというものが1万2,019人、今、課長からあった社人研の数字は8,869、差引き3,150なんです。3,000人ですよ。20年後、誰も分かったものでないけれども、国のちゃんとした、いわゆる研究所が3,000人の誤差についてはどう思われますか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 国もですけれども、町もそうですが、何もしなければそういう形になるということを前提にして総合戦略を立てろという、国も地方も力を合わせながら人口減少社会を克服しようということの法律でありますので、そういう意味では、出生率もそうなんです、一番町の課題になっているのは社会減をどう減らすかということになります。前提になっているのは社会増減をゼロということを目標にしながら計画を立てておりますので、そのことはかなり厳しいハードルの高い内容でございますので、人を呼び込むという意味で総合戦略の中でメディカルなどを整備していくというようなことを入れ込んでいるわけでありまして、ハードルの高い目標でありますけれども、チャレンジしていきたいと考えております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 メディカルというふうに出ましたので、メディカルは、何でしたっけ、今回分譲している中で、何人の定住の予定でしたっけ。

○副議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 メディカル計画の中では、今現在、住宅区域で約100区画、全体で構想として持っておりますので、1区画4人として、そこで400人というふうな想定をしております。

以上でございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 数字は、今度置き換えて、出生率関係ですけれども、最初、針生課長から簡単に聞きますが、今回の計画の1万2,000、2040年、これをクリアするという数字は、出生率は先ほどありましたけれども、どういう数字に置いていますか。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の推計して目標としている、2040年の目標としたことに採用した数値でございますが、合計特殊出生率を採用しておりますが、それにつきましては、申し上げましたとおり、2020年（令和2年）には1.6程度、2030年（令和12年）以降は1.8程度を維持した場合と仮定し、推計して1万2,019人、これを2040年の推計値としたところでございます。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 町長、勉強したところをべろべろ言うわけではないけれども、合計特殊出生率というのは、ずっと10年来の数字見ますと、平成21年で1.35、平成30年で1.49なんです。さっきの数字がここに当てはまってくるわけですが、その1万2,000。今、課長からあったとおり、2040年は1.8人見ているわけです。かなりサバ読んでいるというじゃないけれども、見

通しが、先ほど冒頭に申し上げた甘いんでないのか、信憑性はどうかと。だから、これは数字は数字だというふうにおっしゃったので、それでは議論にならないのでないかと、こういうふうに申し上げたんですが、この辺はひとつよく、提案されるわけですが、5年間進めるに様々な施策というものが、きめ細かな施策ですよ。これ、大事だと思うんですけども、どうですか、町長。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 本町もかなり厳しいといえますか、ハードルの高い数字だというふうに思っております。また、山形県では1.8、さらには2040年には2.07という数字まで示しております、これも国もそのような形になっておりますので、そういう意味では目標値を高く持って事業の推進を図るという考え方で捉えているところであります。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 だから、そこはかみ合わないんですから、目標値を高く持つのはいいけれども、原田さん個人が持つということではなくて、町としての数字を出しているわけですから、できもしない数字に向かって、町民1万4,000人がそっちに向かっていくというのは、これは容易なことではないですよ。ですからそれを申し上げているわけで、そういうところが非常にかみ合わないというか、KPIですか、いわゆる数値目標というものなどがありまして、その一つの一環だと思うんですが、そこでお尋ねしたいんですが、いずれにしても、この計画を具体的にやるに、この内容にも出る出ておりますけれども、町民と認識を共有するという、「共有」、原田さんもよく使われますけれども、町民と認識、つまりこの計画の内容、我々議員も、職員もというふうになると思います。認識を共有する、これはどういうふうにされておりますか、簡単に。時間も見ながら質問終わるわけで。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 人口減少が、やはり町としては危機的な状況になっているということを互いに共有しながら、地域で支え合っていくというまちづくりを進めなきゃならないと考えております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 これは大事にしていきたいという、共有する。ここの部分は、よく考えますと、この質問の中でちょっと感じるんですけども、情報を共有するという言葉もよく原田さん、得意中の言葉で使われますけれども、こういう計画なんですよ、共有する。そこが非常に希薄なのでないかというふうに思うわけです。これは大事な言葉として、ひとつ進めていただきたい、共有。

さらに、共有には、先ほど同僚議員への答弁にもありましたけれども、これは課長が答えてもいいんでないかなという、何かひゅひゅっと、情報の帳面見ながら、帳面ってあれでしょうけれども、答弁されますけれども、そういうものも、みんなが職員が共有していかなければ、これはなかなか大変なわけですが、共有、これについて大事だと思うんですけども、どうでしょうか、簡単にですよ。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 これは町民のみならず、役場内で一人一人が同じ目線でいろいろ議論を重ねてきましたので、互いに情報が共有され、さらに認識をしっかりとって職務に遂行することが求められていると思っています。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 人口関係でちょっと余談というか、なりますけれども、今、町職員の数が131人ということで、町内と町外在住の人数のパーセント見ますと、実に35%ぐらいが町外在住の方が多いです。だから、きめ細かにそれをどうしろというわけではないけれども、手っ取り早く定住人口を増やしていくという中では、一番メスを入れやすい部分だとするならば、そういうことなどもあるのかな。いずれにしても、共有です。まだまだ努力していただきたいということでお願いしながら、さらに、今度は第6次の準備もあるわけなので、そのときはひとつ、決まってからの話でなくて、こんなことやりたいんだというようなキャッチボールできるように努めていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 当然社会も大きく変わりますし、町内の状況も変わってまいりますので、その状況に適切に対応できるよう、議会の皆さん、町民の皆さんと議論を深めてまいりたいと考えております。

○副議長 高橋輝行君。

○12番 十分言い切れないところありましたけれども、共有しながら目標に向かってよろしくお願ひしたいと。

○副議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長 本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。
誠にご苦勞様でございました。

(午後 3時03分)